

社会资本総合整備計画（社会资本整備総合交付金／住宅）

計画の名称	福岡県住宅・住環境整備計画（第2期）
計画の期間	平成28年度～平成32年度（5年間）
交付対象	福岡県 他58事業主体

【基幹事業】

A-1 地域住宅計画に基づく事業

（基幹事業）

- 公営住宅等整備事業
- 公営住宅等ストック総合改善事業
- 地域優良賃貸住宅整備事業
- 公的賃貸住宅家賃低廉化事業
- 住宅地区改良事業等

（提案事業）

- 公営住宅改善関連事業
- 住宅地区改良事業等関連事業
- 公的賃貸住宅耐震診断事業
- 公的賃貸住宅アスベスト調査事業
- 既存建築物除却事業
- その他公的賃貸住宅関連事業
- 住宅政策関連計画策定等
- 狭隘い道路整備等関連事業
- 定住促進関連事業
- 福祉・安全・環境関連事業
- 住宅情報提供推進事業
- 快適な住まいづくり推進助成事業



【効果促進事業】

C-1 公営住宅整備促進事業

C-2 公営住宅改善促進事業

C-3 地域優良賃貸住宅整備促進事業

C-4 住宅地区改良事業等促進事業

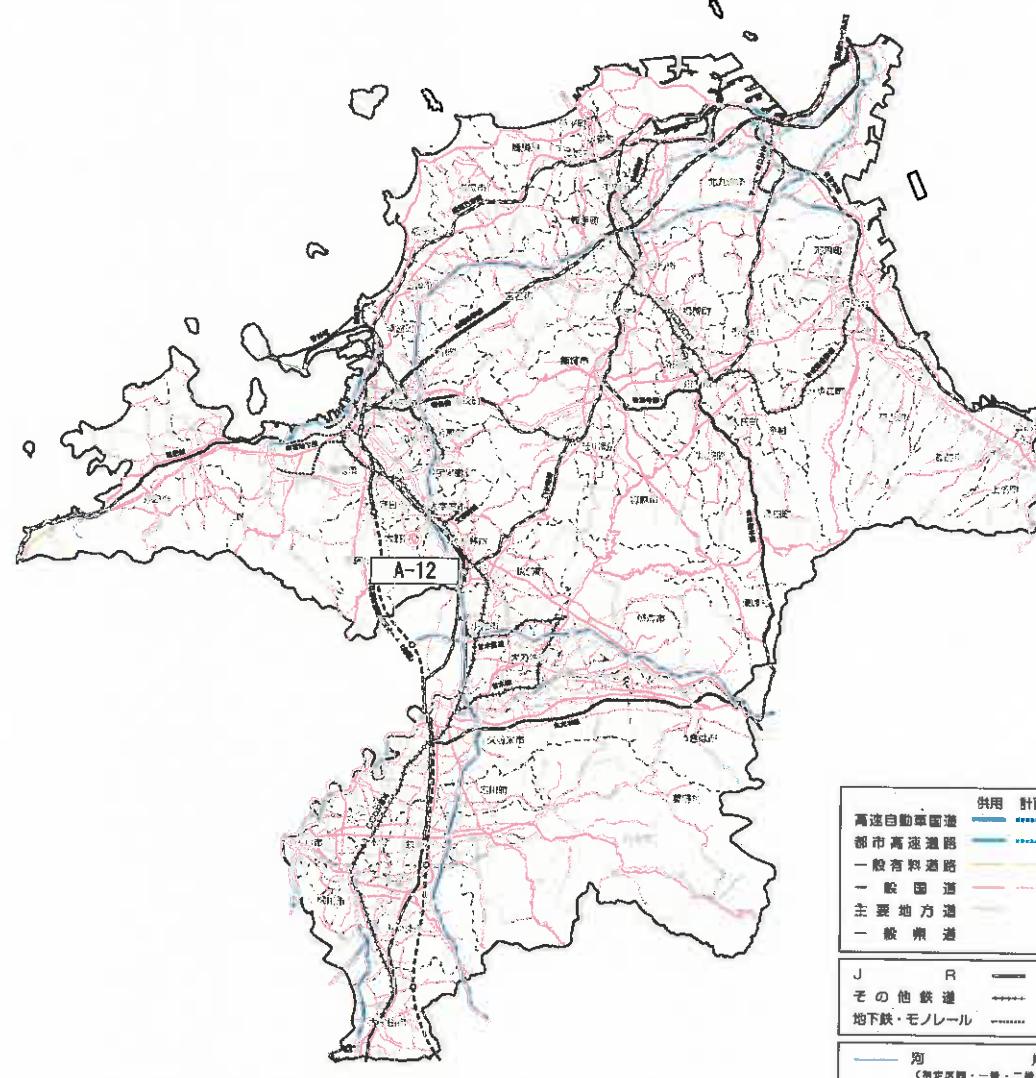
社会资本総合整備計画（社会资本整備総合交付金／住宅）

計画の名称	福岡県住宅・住環境整備計画（第2期）	計画の期間	平成28年度～平成32年度（5年間）	交付対象	福岡県他58事業主体
【基幹事業】	A-3 福島地区街なみ環境整備事業	【基幹事業】	A-8 吉井地区街なみ環境整備事業	【基幹事業】	A-9 新川田篠地区街なみ環境整備事業
【基幹事業】	A-4 黒木地区街なみ環境整備事業	【基幹事業】	A-10 秋月地区街なみ環境整備事業	【基幹事業】	A-7 太宰府地区街なみ環境整備事業
【基幹事業】	A-6 土手の内地区街なみ環境整備事業	【基幹事業】	A-11 添田町地区街なみ環境整備事業	【効果促進事業】	A-13 狹あい道路整備等促進事業
【基幹事業】	A-5 小保・榎津地区街なみ環境整備事業	【基幹事業】	A-10 秋月地区街なみ環境整備事業	<対象区域>	・福岡県全域
【効果促進事業】	C-5 街なみ環境整備促進事業	【基幹事業】	A-2 大野城市パリアフリー環境整備促進事業	<対象区域>	・福岡県全域

社会资本総合整備計画（社会资本整備総合交付金／住宅）

計画の名称	福岡県住宅・住環境整備計画（第2期）
計画の期間	平成28年度～平成32年度（5年間）
交付対象	福岡県 他58事業主体

A-12 乙金第二 住宅市街地基盤整備事業



ち い き じ ゆ う た く け い か く 地域住宅計画

(ふくおかけんぜんちいき　だい　き)
(福岡県全地域 第3期)
(第2回変更)

ふくおかけん　おおむたし　くるめし　のおがたし　いいづかし　たがわし　やながわし　やめし　ちくごし　おおかわし　ゆく
福岡県、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行
はしし　ぶぜんし　なかまし　おごおりし　ちくしのし　かすがし　おおのじょうし　むなかたし　ださいふし　こがし　ふく
橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福
つし　うきはし　みやわかし　かまし　あさくらし　みやまし　いとしまし　なかがわまち　うみまち　ささぐりまち　しめ
津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川町、宇美町、篠栗町、志
まち　すえまち　しんぐうまち　ひさやままち　かすやまち　あしやまち　みずまきまち　おかげまち　おんがちょう　こたけまち　くらてまち
免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、
桂川町、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任
町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町

平成29年3月

3. 計画の目標

『低炭素社会・循環型社会に寄与し将来世代に継承できる良質な住宅ストックの形成』
『だれもが安心できる住宅セーフティネットの充実』
『地域での豊かな住生活を実感できる良好な居住環境づくりの実現』

4. 目標を定量化する指標等

指 標	単 位	定 義	従前値	基準年度		目標値	目標年度
1. バリアフリー化公営住宅等の割合	%	県内の公営住宅及び改良住宅等(コミュニティー住宅を含む)における住戸のバリアフリー化(手すり設置、段差解消、廊下幅のうち2つ以上)の割合	公営住宅	29%	27	33%	32
			改良住宅等	14%	27	15%	32
2. 県内の住宅における耐震化率	%	県内の住宅における一定の耐震性を有する住宅の割合(従前値及び目標値については、基準年度及び目標年度時点で把握できる最新の住宅・土地統計調査の統計数値(従前値:H25調査、目標値:H30調査)を使用)	83%	28	95%	32	
3. 除却を推進する区域内における除却すべき不良住宅等の戸数	戸数	除却を推進する区域内における除却すべき不良住宅等の戸数(市町村の目標年間除却戸数による)	338	28	0	32	

※計画期間の終了後、上記の指標を用いて評価を実施する。

5. 目標を達成するために必要な事業等の概要

(3) 地域優良賃貸住宅の実施について

〈事業の概要〉

- ・子育て世帯、新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯及び地域の活性化の観点から定住促進に資する世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するため地域優良賃貸住宅整備事業を実施する。
- ・都市再生機構の供給計画に基づく子育て世帯向け住宅を供給する。

〈地域優良賃貸住宅の整備に関する事項〉

- ・整備を促進すべき地域（政令指定都市及び中核市にあっては独自に定める地域住宅計画等による）

民間、公共、公社供給（子育て支援タイプを含む）：県内全域

機構供給：現に都市再生機構の存する区域（都市再生機構が今後供給を予定している区域）

- ・特別な事情のため入居させることが適当と認められる場合

民間、公共、公社供給（子育て支援タイプを含む）

1 被災者世帯（地震等災害により住宅に被害を受けた者）

2 母子・父子世帯（配偶者のない女子（男子）で現に学生を扶養している者）

3 外国人世帯（外国籍を有する者）

4 D V 被害者世帯（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する者）

5 被生活保護者世帯（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する者）

6 犯罪被害者世帯（犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する者）

7 ホームレス世帯（ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号）第2条に規定する者）

8 失業者世帯（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する者）

9 U J I ターン世帯（当該市町村以外から転入する者）※公共供給型に限る

(4) その他（関連事業など）

- ・福岡県、福岡県内の市町村、住宅金融支援機構九州支店、独立行政法人都市再生機構九州支社、地方住宅供給公社、（一財）福岡県建築住宅センターをもって構成する福岡県地域住宅協議会にて公的賃貸住宅等の整備に関して必要な措置について協議する。
- ・民間賃貸住宅の活用等により住宅確保要配慮者の居住の安定を図る。

7. 法第6条第6項の規定に基づく公営住宅建替事業に関する事項

5

8. 法第6条第7項の規定に基づく配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項

【配慮入居者】

地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等を推進するため、入居者を確保することができない特定優良賃貸住宅のス Tokukkuを有効活用し、1又は2のいずれかに定める住宅の確保に特に配慮を要する者（配慮入居者）への入居を認める。
この場合同居親族要件、所得による要件は問わない。

1. 特定優良賃貸住宅制度において特定入居資格、または優先入居資格に該当する者
2. 以下のいずれかに該当する者

- ①子育て世帯（18歳未満の同居する児童がいる世帯）
- ②一定の収入はあるものの、各種控除を受け所得要件が下回る者
- ③親子で隣居を希望する者
- ④最低居住水準未満世帯の入居者
- ⑤法人契約（入居者との連名契約に限る）で入居する者
- ⑥マンション等の建替え等のために一時的な仮住居を必要とする者
- ⑦マンションの建替えの円滑化等に関する法律第102条の規定による勧告に係るマンションの賃借人

【賃貸に関する事項】

配慮入居者に対して、福岡県が平成18年度までに認定を行った特定優良賃貸住宅及び平成18年度までに指定都市等により認定され福岡県住宅供給公社が建設した特定優良賃貸住宅の空家を賃貸する。

8-2. 法第6条第7項又は地域優良賃貸住宅制度要綱第18条の規定に基づく配慮入居者及び地域優良賃貸住宅（一般型）の賃貸に関する事項

【配慮入居者】

地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等を推進するため、入居者を確保することができない地域優良賃貸住宅のストックを有効活用し、住宅の確保に特に配慮を要する者（配慮入居者）への入居を認める。

この場合同居親族要件（①は除く）、所得による要件（①は除く）は問わない。

- ①親族同居世帯（所得月額0円～487,000円）
- ②子育て世帯（同居者に18歳未満の者又は妊娠している者がいる世帯）
- ③新婚世帯（配偶者（事実婚及び予定者を含む）を得て5年以内の者）
- ④高齢者世帯
- ⑤障害者等世帯
- ⑥母子・父子世帯
- ⑦外国人世帯
- ⑧DV被害者世帯
- ⑨親子で隣居を希望する者
- ⑩最低居住水準未満世帯の入居者
- ⑪マンション等の建替え等のために一時的な仮住居を必要とする者
- ⑫マンションの建替えの円滑化等に関する法律第102条の規定による勧告に係るマンションの賃借人
- ⑬公営住宅の収入超過者である者
- ⑭災害、不良住宅の撤去等により、住宅を必要とする者
- ⑮公営住宅法第2条第11号に規定する公営住宅建替事業による公営住宅の撤去により住宅を必要とする者
- ⑯都市計画事業等に伴う住宅の除去により住宅を必要とする者
- ⑰収用認定事業者等の執行に伴う住宅の除去により住宅を必要とする者

【賃貸に関する事項】

配慮入居者に対して、福岡県が平成19年度以降に認定を行った地域優良賃貸住宅（一般型）及び平成23年度以降に認定を行った地域優良賃貸住宅の空家を賃貸する。（指定都市等により認定され福岡県住宅供給公社が建設したものを含む。）

9. その他公的賃貸住宅等の管理等に関する事項

既存ストックを活用した効率的な公的賃貸住宅供給促進を図るため、特定優良賃貸住宅等の用途を廃止し、高齢者向け優良賃貸住宅として使用する場合、高齢者向け優良賃貸住宅の加齢対応構造部分に係る基準を緩和する。

「法」とは、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」をいう。

社会資本総合整備計画（社会資本整備総合交付金／住宅）

計画の名称

福岡県住宅・住環境整備計画（第2期）（大野城市中心地区バリアフリー環境整備促進事業）

計画の期間

平成28年度～平成32年度(5年間)

交付対象

福岡県大野城市

バリアフリー環境整備促進事業 (大野城市中心地区)



街なみ環境整備方針説明書

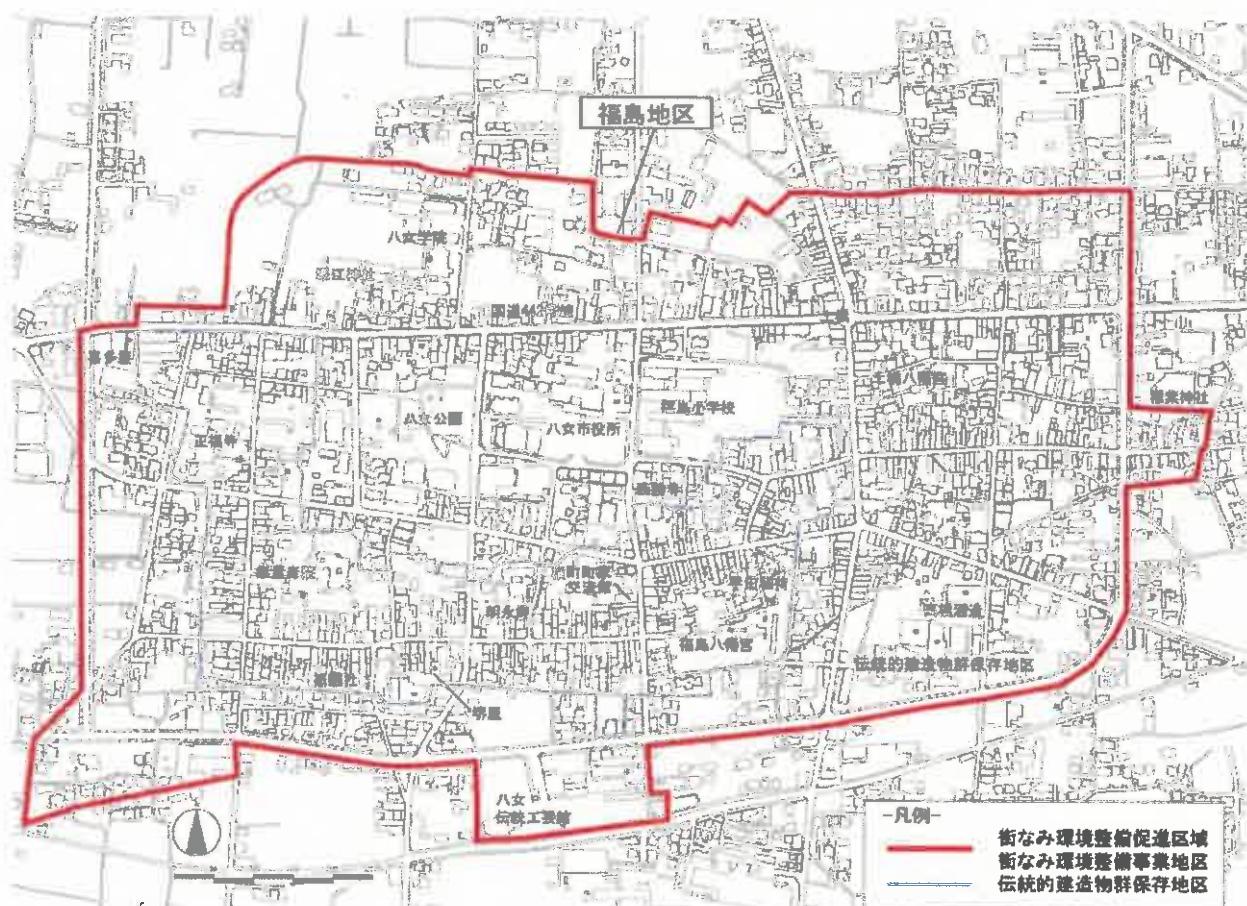
都道府県名	福岡県	市町村名	八女市	区域名	福島
区域現況	区域の概況		八女市中心部に位置する福島区域は、福島城の城下町として発達、廃城後は旧城内に住民が移住し町並みが形成された。八女地方の物資の集散地として、あるいは仮壇・提灯等の伝統工芸の生産地として栄えた。町家は土蔵造りで商家的な色彩と職人的な色彩とを併せ持つ、独自の景観を有している。さらに、背後の旧外堀水路や神社仏閣などの緑地あるいは、それに繋がる路地の構成など、それらが一体となった奥行きのあるたたずまいに特徴があり、明治大正時代の洋風建築がほとんど無い町並みとなっていることも特徴的で、瓦屋根、漆喰塗壁町家。木造町家の連なる純和風の伝統的町家と言える。 区域内旧往還沿いは、江戸期、明治期、大正期の建物が130棟（妻入り町家と平入り町家約半々）ほど残っている。しかし、時代の流れにより近代的な建物に変わったり、平成3年の台風で屋根など傷みがひどくなっていて、建て替えが加速している。さらに高齢者世帯が多くなっていて、空き家及び空き地が目立ちはじめている。		
	道路の現況		区域内の道路は、公共施設が集積した中心市街地ということもあり、幹線道路及びそれからのサービス道路網がほぼ格子状に整備されている。旧往還の現行道路幅員は6mから8mとなっており、交通量は現状では少なく、主に商業業務のサービス道路のほか比較的安全な生活道路としても機能している。また居住を伴う街区や商店街が構成された街区では、生活道路としての性格も強く、幅員4m前後の細街路が直角に入り込んでいる。また、旧往還の伝統的な街路具要素としては“札の辻”とよばれていた鍵折れ部の制札場跡や寺院への参道口、町家の門口に祀られた恵比寿祠などがあり、独特の景観を有している。		
	公園等の現況		区域内に、八女市の中心部の顔となる“八女公園”があり、当敷地は旧福島城の本丸及び内堀の掘割の跡であり、それらのイメージを取り入れた公園整備が現在進行中である。しかし、公園及び緑地等のオープンスペースは少ない。現状では、神社仏閣の境内の緑地が、密集した町家の町並みの裏の貴重なオープンスペースとなっている。 外堀、中堀、内堀と三重に廻らされた旧福島城の堀の内、比較的その跡を伝えているのが外堀水路である。現在堀の石積みはほとんど残存していないが、用水路時代の丁寧な玉石護岸が全域にわたって残されており、景観資源として重要である。		
	地区住民のまちづくり活動の概要		福島地区の住民が主体となり「八女福島町並み保存会」「八女・本筋を愛する会」「八女ふるさと塾」「NPO法人 八女町家再生応援団」「NPO法人 八女空き家再生スイッチ」「NPO法人 八女町並みデザイン研究会」が発足した。伝統的町並みを市民の大切な財産として守りながら、八女のまちづくりに取り組み、文化的・経済的にも豊かな生活環境を造り上げようと日常活動を推進している。 主な活動として、町家まつり、八女白壁ギャラリー、テラコヤノミノイチなどのイベントやハゼ並木づくり、花にあふれた街づくり、町家の空き家の情報収集と店舗等への空家斡旋などを通じ、地元住民の理解と意識の向上が計られている。地元住民が積極的にまちづくりに関与し、八女市の中でも特にまちづくり活動が活発である。		

区域の整備に関する基本計画	整備の目標	伝統的町並みを復元・保存し、旧往還沿いの町並みやその中心的存在である堺屋（古い町家を市が保存整備した旧木下家）、伝統工芸館、民俗資料館などと外堀の水路との連携を積極的に図り、やすらぎと潤いのある町並みの整備を推進する。具体的には、旧往還道、遊歩道、水路、地区施設（町家を活用した集会所等）、小公園の整備と伝統的町家を江戸初期から昭和初期のそれぞれの良さを生かし、伝統的建造物の保存手法で修理・修景を行い、八女福島の町並みを活かした文化的まちづくりを推進することを目標とする。併せて防災施設・設備の充実、伝統的な建造物の修理修景による耐震耐火性能の回復等の防災まちづくりの展開を図る
	整備の時期	平成5年度に街なみ環境整備事業方針を策定したが、平成6年度から平成32年度までの期間で地区施設整備、生活環境施設整備、地区防災施設並びに街なみ整備助成（町家の修復・修景）事業を完了する。
	地区施設等の整備に関する基本事項 通路等	旧往還道は道路両端から1m前後の拡幅部分を平面舗装として、旧往還道の幅員と連続性を視認できるように景観整備を行う。街角案内板、進入案内板等八女地域の伝統素材を使ったサイン計画を実施する。 街灯はスケール的に軒あかり程度の規模でデザインを含めて伝統的町並みに調和するものにする。
	地区施設等の整備に関する基本事項 小公園等	旧往還沿いの修景を必要とする空き地等を町並みの連続性を壊さない街角広場（ポケットパーク）の整備を行う。 旧往還沿いの公共駐車場を含む公共施設については、生垣等を含む外壁修景を行う。
	地区施設等の整備に関する基本事項 その他	旧掘割水路網は遊歩道と一体化した水路整備を伝統的護岸手法（玉石、八女石）により行い、市民の親水空間として活用を考慮する。 旧往還沿いの空き町家を修復・修景を積極的に行い、町並みの拠点施設の役割を持たせ、地区集会所としての活用を図る。店舗等の看板、街路灯、ゴミステーションを伝統的町並みに調和するよう修景を行う。
	住宅等の整備に関する基本事項 住 宅	住宅等の整備に関しては、「八女市伝統的町並み景観整備規則」に基づく「八女福島のまちづくり協定書」（まちづくり協定）に従い、伝統的建造物を修復・修景し、それ以外の住宅等については新築・増築・改築、大規模な模様替えに際し、伝統的町並みにふさわしい形態、意匠として修景し、周囲の景観との調和を図る。なお、その際、建築基準法との整合性について十分考慮する。
	住宅等の整備に関する基本事項 敷 地	敷地内の空地は、植栽するように努めるとともに、道路に面する囲障は「まちづくり協定」に従い、生け垣や白壁瓦塀により外構修景を誘導し、伝統的町並みと調和するよう景観の保全を図るものとする。 公共施設等については、生け垣等を含む外堀の修景等を行う。

【位置図】

区域名または地区名

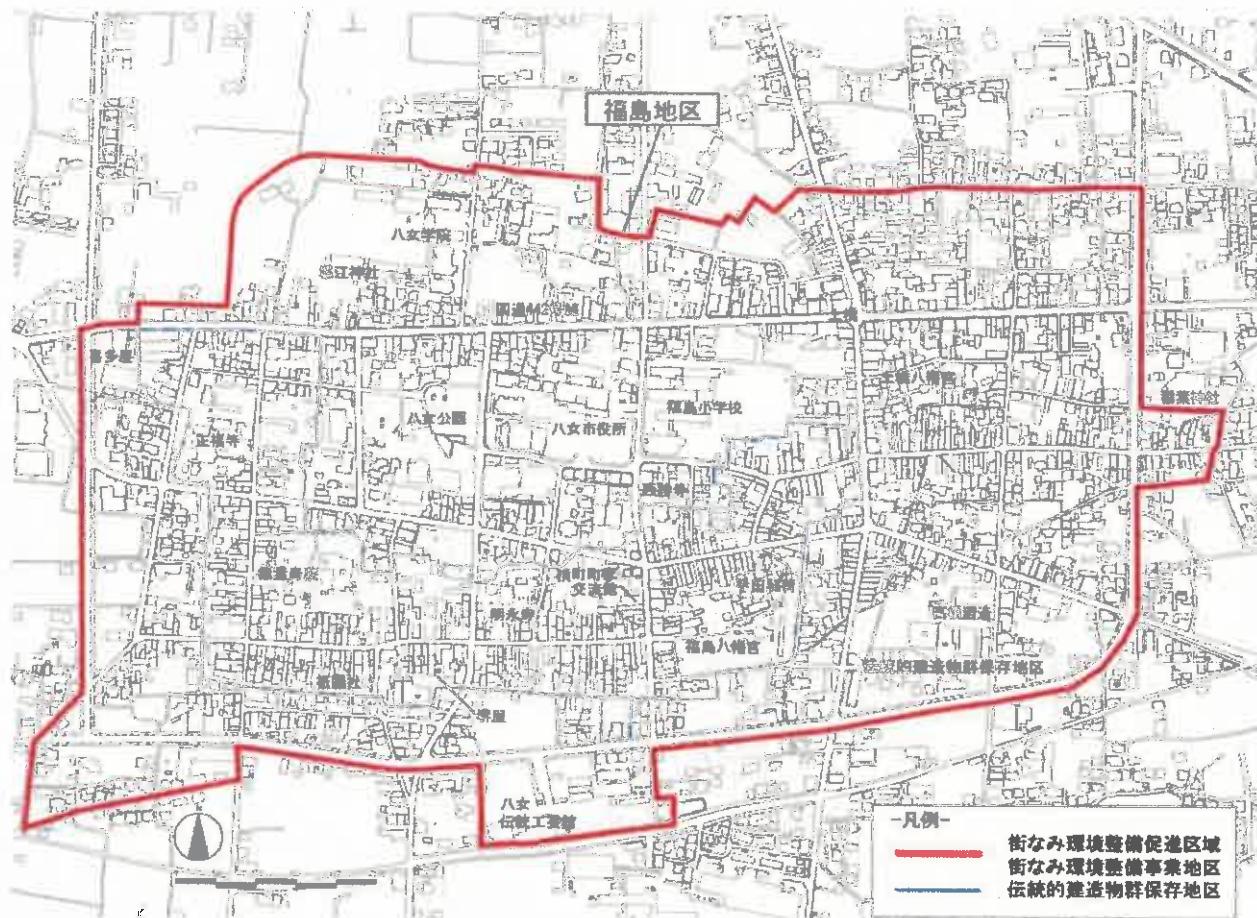
福島地区



【区域図】

区域名又は地区名

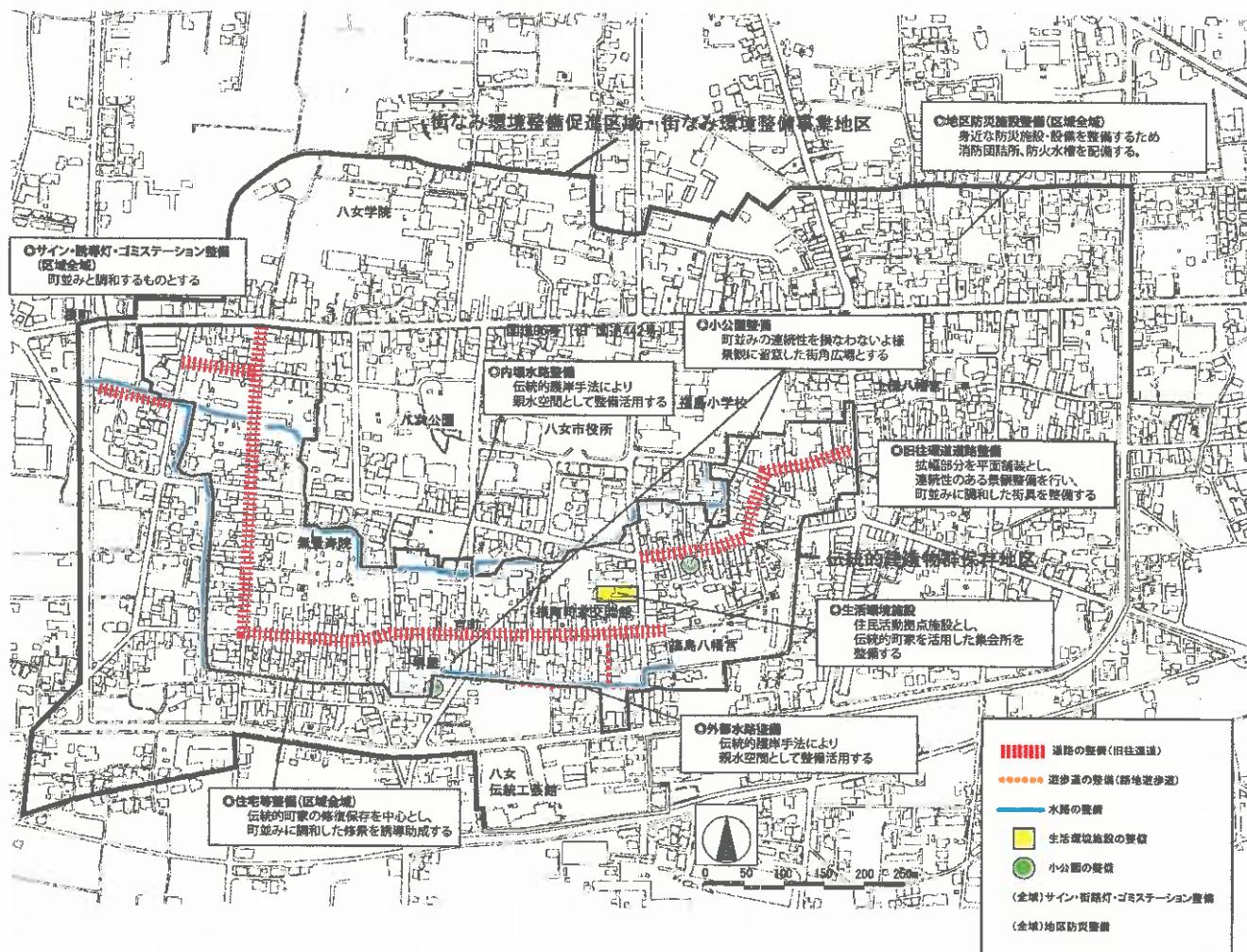
福島地区



【整備方針図】

地区名

福島地区



街なみ環境整備方針説明書

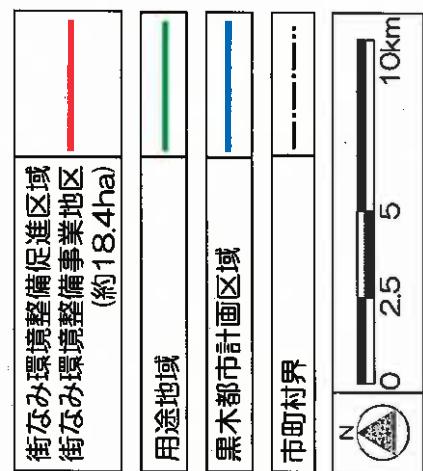
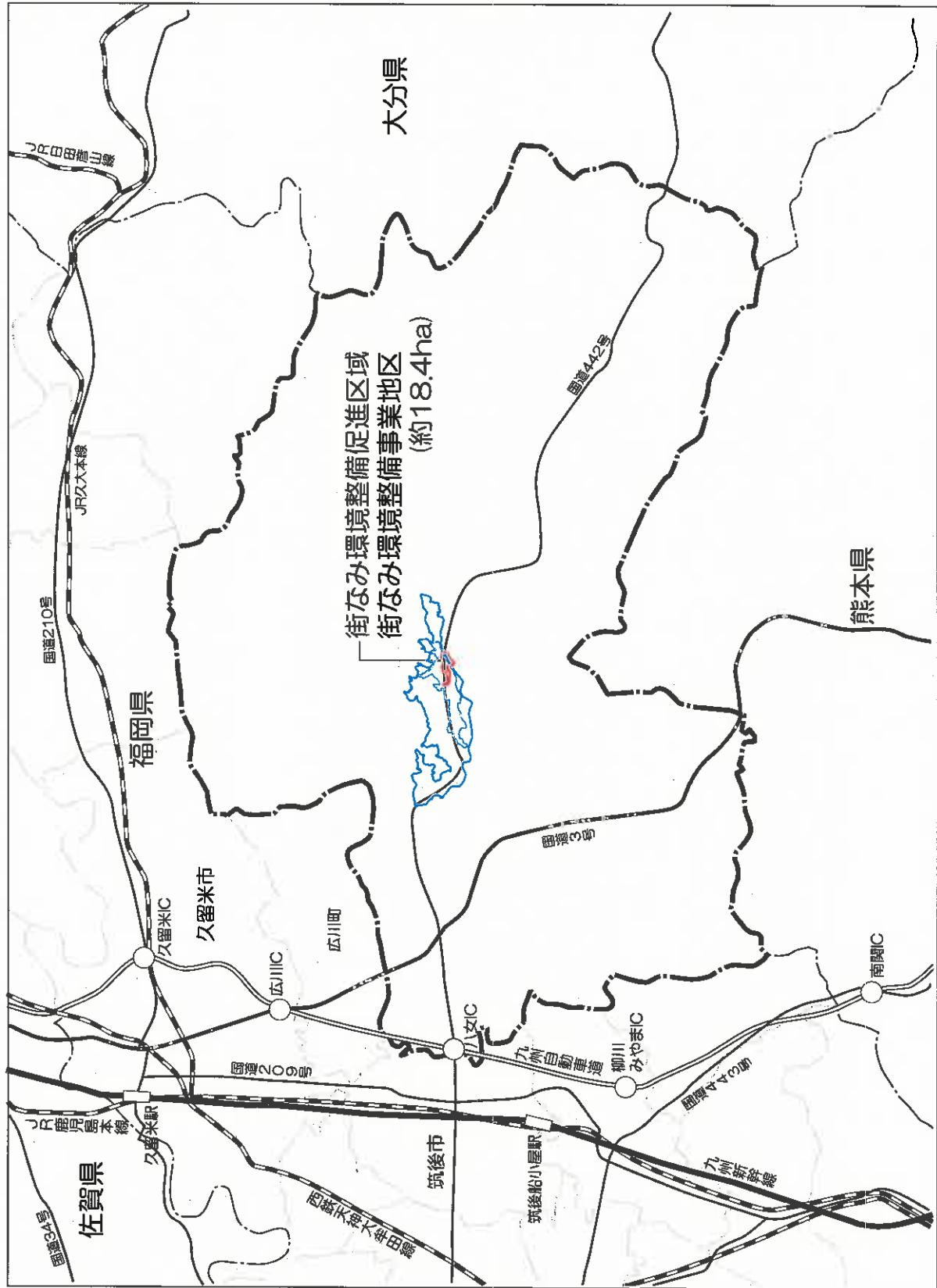
都道府県名	福岡県	市町村名	八女市	区域名	黒木
区域現況	区域の概況			八女の中央部に位置する黒木区域は、猫尾城の廃城後に町場が発展し、豊後別路の整備に伴い久留米藩領の在郷町として奥八女の山産物の集散地として発展した。 黒木の町立ては、天正年間に筑紫広門が下町、次いで慶長7年に田中吉政が中町と上町を町立てし、二段階による特異な街路が形成された。その際、屋敷奥に水路が順次整備され町並みの骨格が形成された。町並みは、明治13年の大火により120戸を焼失したが、大火前後に茅葺きから耐火性に優れた瓦葺きの「居蔵造」へ変遷したと推定される。区域内の旧往還沿いには明治から昭和戦前期の建物が120棟ほど残っており、建物の更新も滞った状態で傷みが激しくなってきてている。近年の少子・高齢化により、独居老人や災害弱者が増加して空き家が顕著となっており、それに比例して商業地の沈滯が一段と加速している。	
	道路の現況			区域内の道路は、中心を東西に貫通する国道442号と、そこから北に延びる県道が2線の計3路線が通っている。区域内は、上記の主要路線を除き、幅員4m未満の道路が数多くみられ、建築基準法42条の2項道路として認定を受けた市道が殆どを占める。また、旧往還の伝統的な街路要素として、二段階の町割りの名残として残る中町・覚法寺前の矩折れ部は、歴史的な景観を伝える。また、昭和47年以降の現国道442号の拡幅により、旧往還の中町から東上町までの町並み北側は2間半ほど除却され、歴史的景観を失った状況にある。	
	公園等の現況			区域内の矢部川沿い、黒木堰から取水する黒木廻水路が派生する。この廻水路と矢部川に挟まれた細長い水辺空間に、平成21年度にかけて南仙かわばた公園が整備された（まち交事業）。下町の町並み沿いには下町児童公園があり、数少ない公園として子どもたちに親しまれている。当地区では、寺社境内の緑地が、密集した町家の角地や裏路地の貴重なオープンスペースとして生かされている。 町立てとほぼ同時期に整備された水路網は、町並みを囲うように東西に貫流し、分水路なども通され町並みを縫うように流れる。矢部川を挟んで南北に高低差を有する町並みの特性から、水路護岸や石積みが随所に残され、景観資源として重要である。	
	地区住民のまちづくり活動の概要			黒木地区の住民を主体として「黒木地区町並み保存協議会」が発足。伝統的な町並みを市民の大切な財産として守りながら、黒木の歴史的まちづくりに取り組み、文化的・経済的にも豊かな生活環境を構築するため、日常生活を通じて推進を図っている。 主な活動として、空き町家の情報収集と店舗等へのリニューアル斡旋を行い、水路の清掃なども定期的に実施して、地元住民の理解と意識の向上を図っている。	

区域の整備に関する基本計画	整備の目標	伝統的町家を保存修理し、景観を守り伝えるため比較的新しい店舗なども修景を施し、西上町の旧往還沿いに整備した防災型の町家「まちなみ交流館 旧松木家住宅」、矢部川沿いの「南仙かわばた公園」など、町家と水路を中心とした伝統的な景観資源を積極的に活用し、安心・安全な歴史的なまちづくりを推進していく。平成21年に八女市との合併を果たし、自治行政の中心地ではなくなったため財源確保が喫緊の課題となるなか、伝建地区と一体化した地区設定により、合理的でコストバランスに優れ、早期に効果発現の期待できる社会資本整備を推進する。具体的には、旧往還道、通路・水路美装化、街路灯設置や信号等美装化、伝統的町家の修理・修景を行うことを目標とする。
	整備の時期	平成22年度に街なみ環境整備事業方針を策定、今後、平成23年度から平成32年度までの10ヵ年で地区施設整備（生活環境施設整備、修景施設整備）事業を完了する。
	地区施設等の整備に関する基本事項	歴史的な景観軸である旧豊後別路を骨格としてヒエラルキーのある景観整備を図り、旧往還道は上位グレードとして脱色アスファルトにより美装化する。 なお、道路美装は、極力自然素材を活用し、粗骨材が浮き出る表面仕上げのデザインを採用する。
	住宅等の整備に関する基本事項	矢部川から派生して整備された水路網について、農業水利としての機能を維持しながら、町並みと一体化した景観整備により、伝統的工法（玉石、切石等を活用）により親水空間としての機能を向上させる。 旧往還沿いの町家の修理・修景を積極的に実施し、八女黒木大藤まつりの拠点の一として、文化観光交流などの集客拠点としての観光交流施設の整備を図る。また、案内板や街路灯など景観に配慮して設置し、信号機等は耐用年次を考慮して順次LED化と支柱の塗装変更を実施する。
		住宅等の整備は、「八女市文化的景観条例」に基づき、「黒木伝統的建造物群保存地区保存計画」に従い、伝統的建造物を修理・修景し、それ以外の住宅等は新築・増築・改築、大規模な模様替えに際し、伝統的町並みにふさわしい形態・意匠として修景し、周囲の景観との調和を図る。なお、その際、建築基準法との整合性について十分考慮する。
	住 宅	
	敷 地	

[位置図]

区域名

黒木



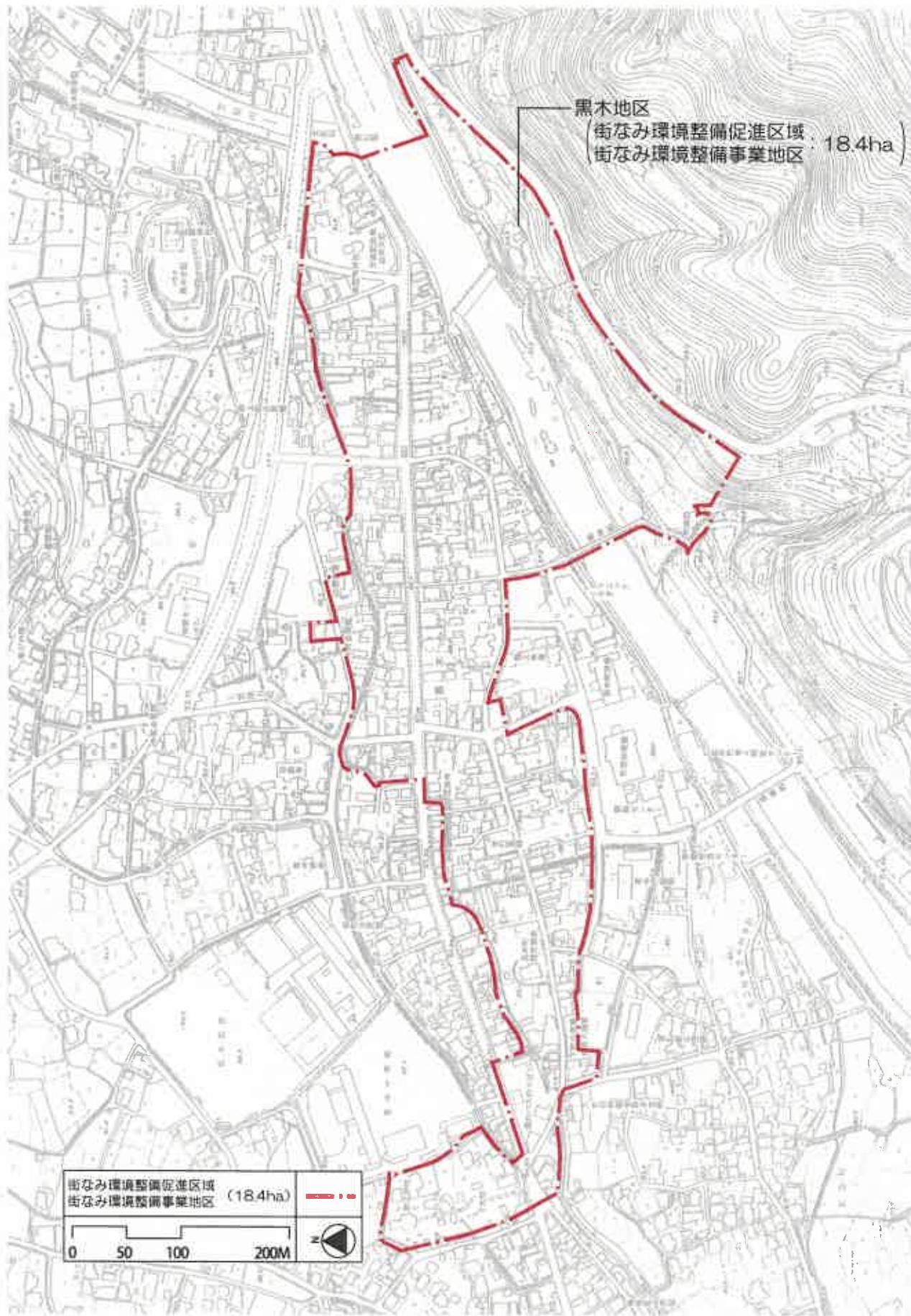
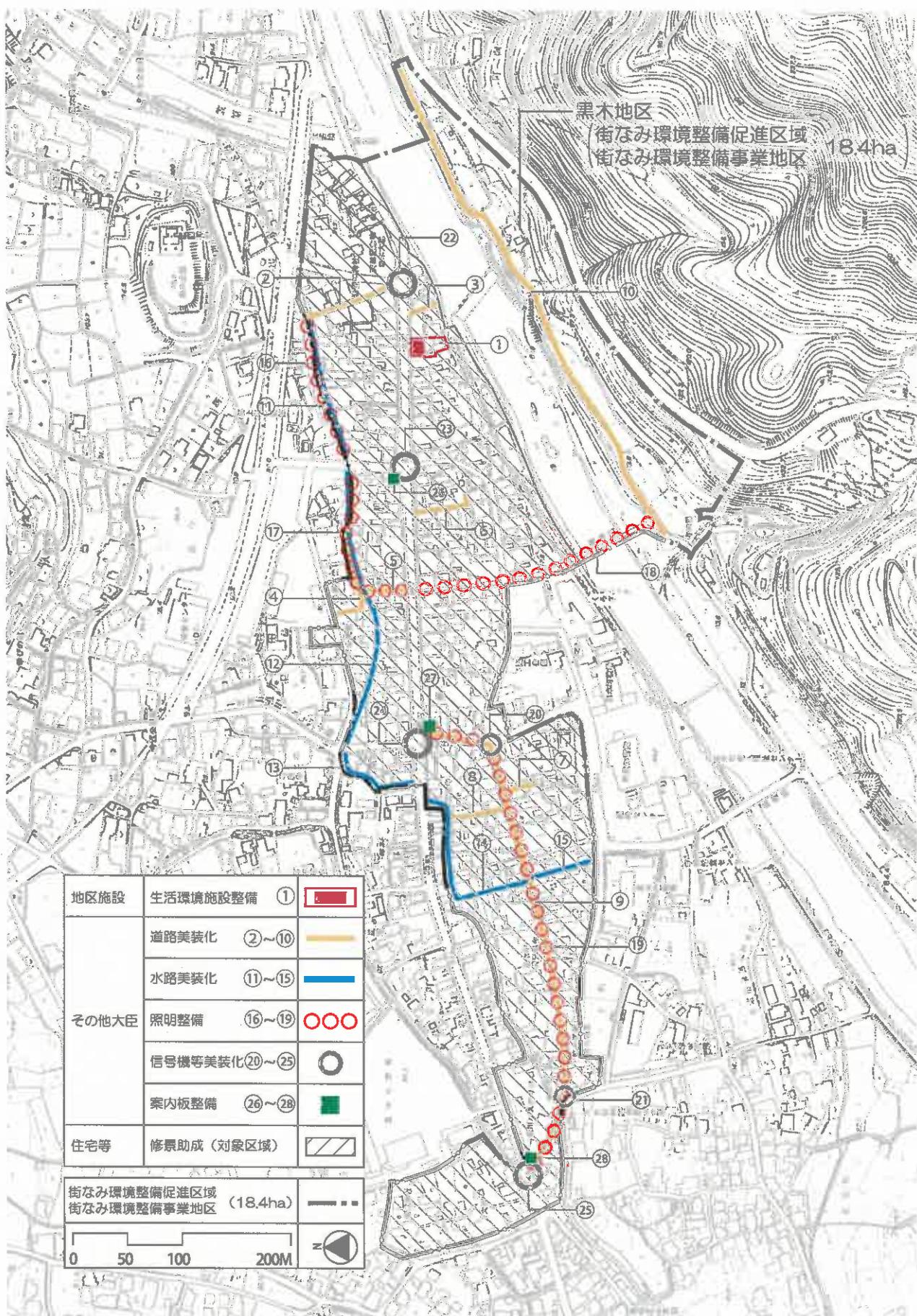


図 街なみ環境整備方針



街なみ環境整備方針説明書

都道府県名	福岡県	市町村名	大川市	区域名	小保・榎津
区域現況	区域の概況				<p>大川市の中心市街地の南端側に位置する小保・榎津地区は、旧柳川藩と旧久留米藩の藩境のまちで、国指定重要文化財の旧吉原家住宅や市有形文化財の高橋家住宅をはじめとした江戸期からの歴史的な町並み景観を有しており、本市の基幹産業である木工業発祥の地でもあり昔ながらの職人の生活が残っている状況である。</p> <p>近年、町家建築の建替えが進行し、町並みとしての一体性に欠ける場所も目立つようになっている。しかし、依然として町並みとそれを構成する上質の町家が多数残されている。小保・榎津地区の固有性が活かされる住環境の形成に向けて、町並みの連続性の回復を図りつつ、残された町並みの保存に取り組んでいくことが求められている。</p>
	道路の現況				<p>小保・榎津地区の道路網は、藩政期の街路構成を継承するものであり、主軸をなす2つの道筋は、美装化が行われ、地元住民の暮らしにうるおいを与えていている。沿道の町並みの中には国指定重要文化財である旧吉原家住宅、市有形文化財である高橋家住宅等が位置し、主軸の道筋がこれら建造物を訪れるアプローチ道路としての役割も担っている。更に、町並みを舞台とした地元イベント「藩境のまち 肥後街道宿場を歩く」がこの道筋を中心を開催され、多くの来訪者が訪れている。</p> <p>一方、この2本の主軸以外にも歴史的街路を構成する道路が見られるが、未整備の箇所があり、地元住民や来訪者が楽しく回遊できる道路空間の整備が課題となっている。</p>
	公園等の現況				<p>小保・榎津地区の西側には藩境のまち広場（小保）が整備され、東側には休憩所がある藩境のまち広場（榎津）が整備されている。これらの広場については、駐車場が併設され、来訪者をもてなす小公園としての活用が期待されている。</p> <p>一方、城山公園においては、老朽化が目立ち、榎津城跡である由来も伝わる公園になっていない。地元住民の憩いの場、榎津城跡の来訪者をもてなす公園として、その再整備が課題である。</p>
	地区住民のまちづくり活動の概要				<p>平成21(2009)年に発足した「藩境のまちづくりを考える会」は、『藩境のまちづくり宣言』を掲げ、『小保・榎津 藩境まちづくり構想』を策定し、藩境のまちとしての歴史を活かしたまちづくりに取り組んでいる。</p> <p>主な活動として、伝統的建造物群保存地区の先進地視察や「藩境のまち 肥後街道宿場を歩く」にて大川木工母胎のまちをアピールするための「まちんなか博物館」という企画運営に取り組んでおり、同イベント時には多くの人々が訪れている。</p>

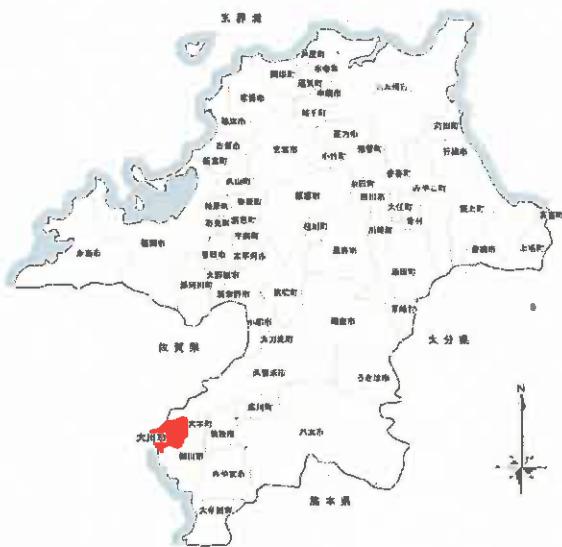
区域の整備に関する基本計画	整備の目標	伝統的建造物の保存と町並みの連続性の回復を図り、小保・榎津地区の住民に郷土に対する誇りと快適な生活環境を提供する取り組みを通して、人々が定住し、来訪者にとって魅力のある小保・榎津の実現を整備目標とする。
	整備の時期	平成26年度～平成35年度（10カ年）
	地区施設等の整備に関する基本事項	市道庄分町津村口線において県道若津港線から県道新田榎津線までのうち、自然色舗装による美装化が済んでいない路線の美装化を同整備水準で実施する。 その他道路（区域内の市道中ノ船津線、市道中ノ船津新町線、市道矩手上町市場線、市道横町線、市道浦町中ノ船津線、市道城町本町線、市道本町中ノ船津線）についても、地元住民や来訪者が歩きやすい道路としての整備を実施する。 これら道路整備を通して、沿道の伝統的町家を活用した取り組みを誘発し、市民及び来訪者に対し、町並みの顕在化を図る。
		小公園は、小保・榎津地区の歴史を表現し、あるいは町並みと調和したオープンスペースとして整備する。地元住民にとっては身近な憩いの場となり、来訪者にとっては、まちを散策する中で休息できるオープンスペースとしての整備活用を図る。
		小保・榎津地区の町並みを火災から守るために、消防用の屋外消火栓の設置に取り組む。
		生活環境施設は、小保・榎津地区の主軸を構成する2つの道筋沿いに点在する既存の伝統的建造物の有効活用を基本とする。整備にあたっては、当該伝統的建造物を取得し、復原修理を基本としつつ、地元住民によるまちづくりの活動拠点として活用できる地域交流施設の整備を実施する。また、その公開活用にあたっては、旧吉原家住宅との連携に努める。
		大川市公共サイン計画（平成25年6月策定）に基づき、伝統的建造物や歴史的な通りの交差点など重要な地点において、その歴史性を容易に認識し理解できる案内サイン、歩行者系誘導サイン、定点サイン、車両系誘導サインの設置に取り組む。
	住宅等の整備に関する基本事項	「大川市小保・榎津伝統的町並み調査報告（平成10年3月）」で抽出された伝統的建造物を修理・修景し、町並みの歴史的風致の維持向上を図る。 伝統的建造物以外の一般住宅及び外構等の修景については、伝統的町並みにふさわしい形態・意匠として修景し、周囲の景観との調和を図る。
	その他の事項	地区住民で構成されている「藩境のまちづくりを考える会」の活動を支援する。

【位置図】

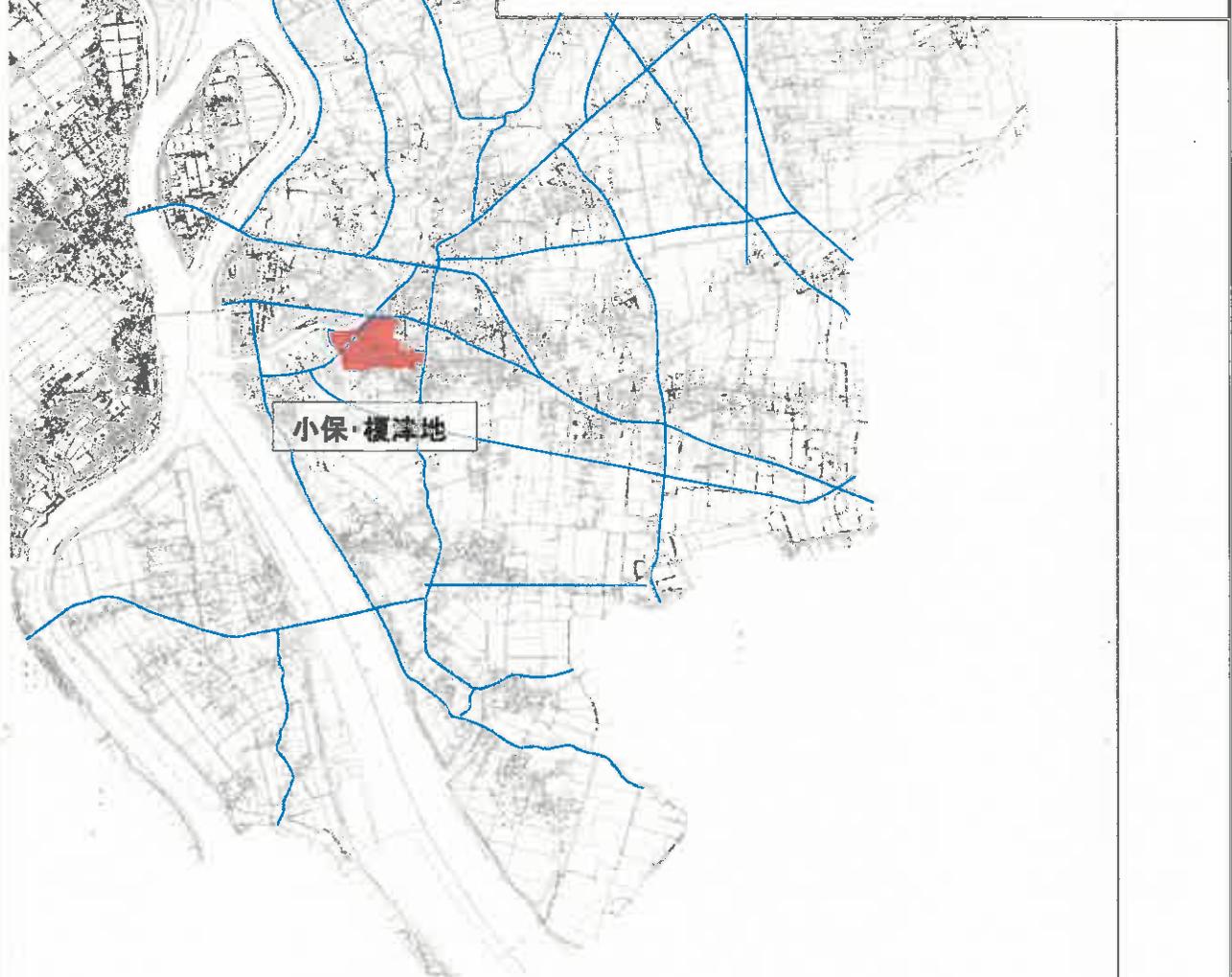
区域名または地区名

小保・榎津地区

市町村位置図



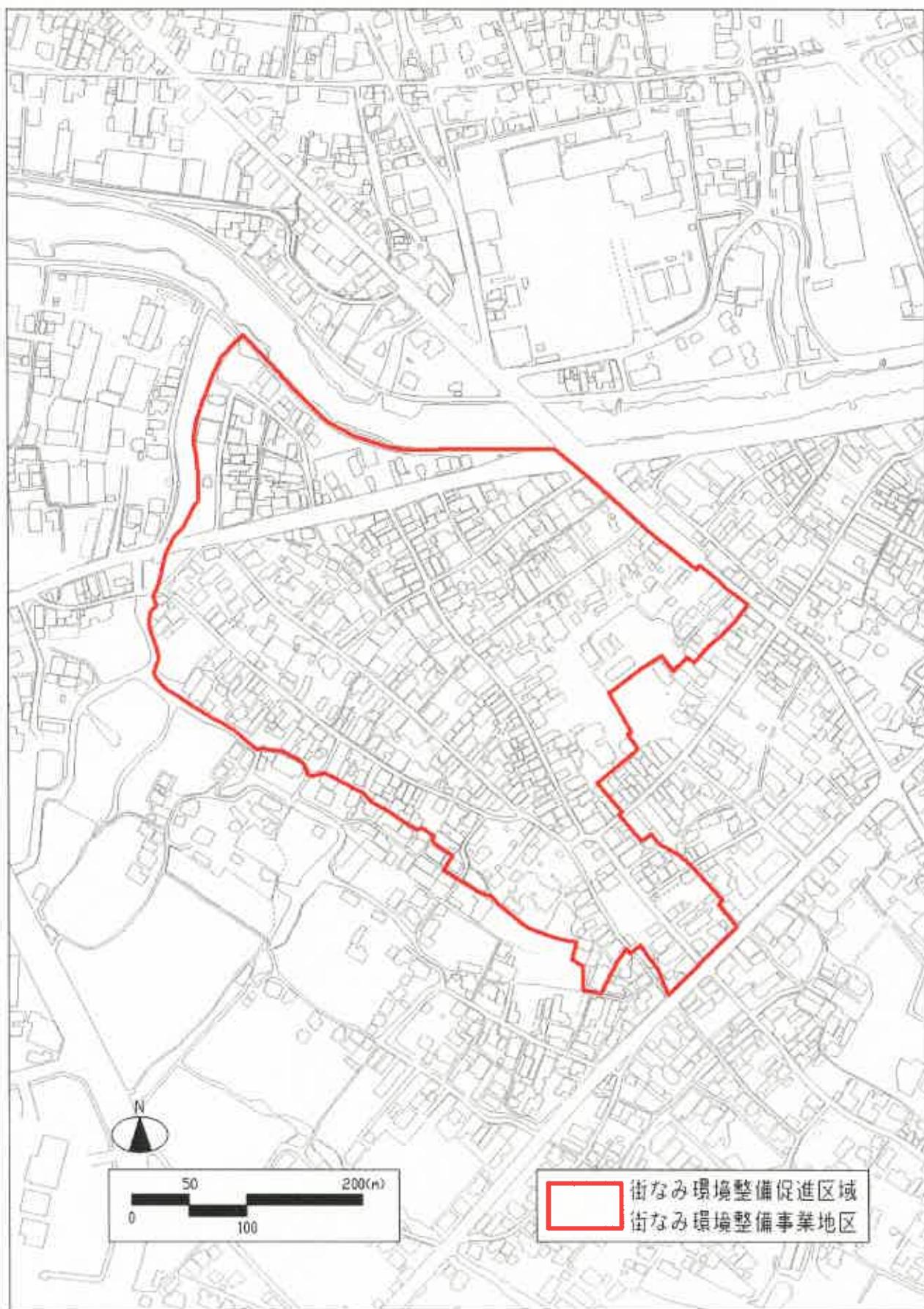
小保・榎津地



【区域図】

区域名又は地区名

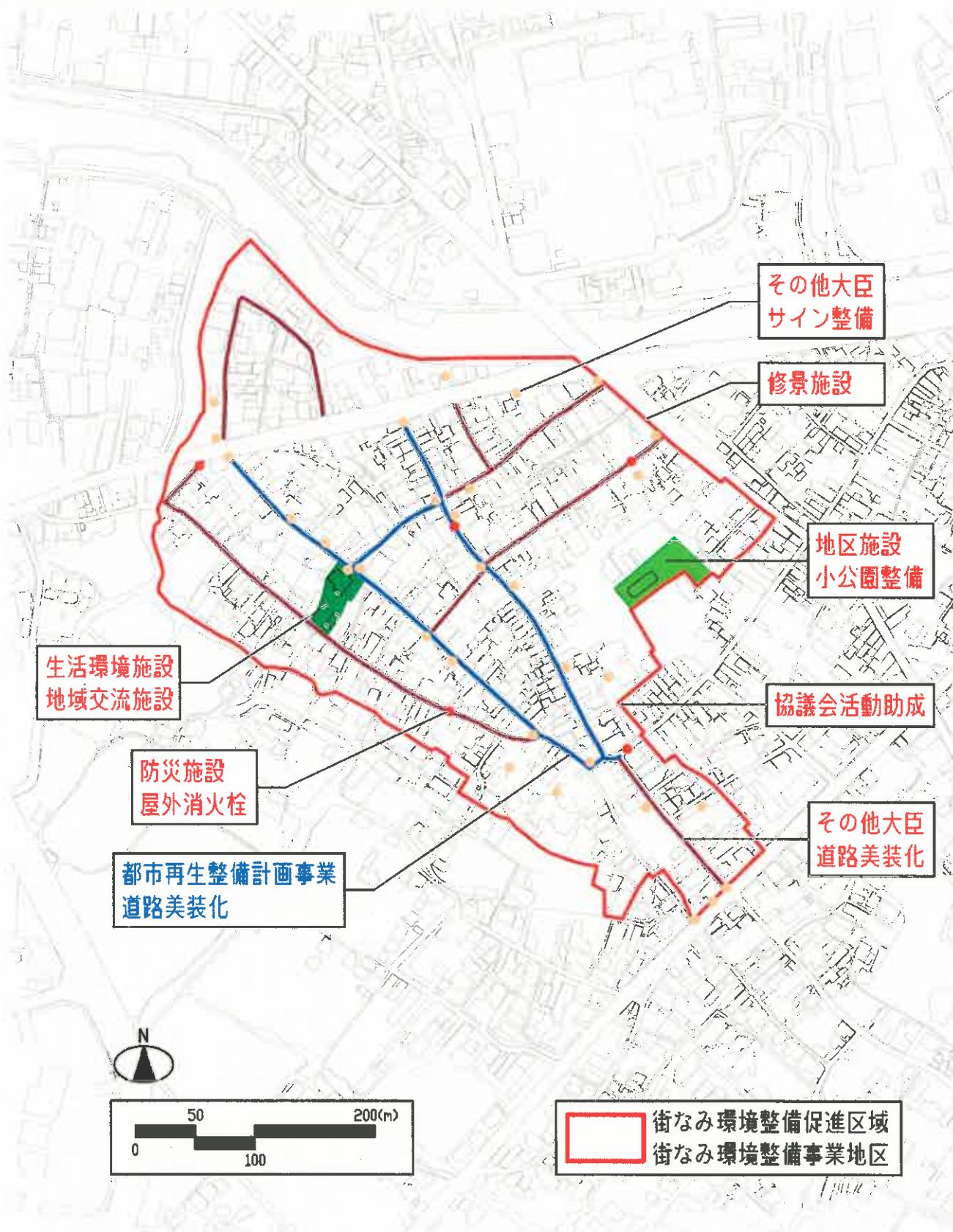
小保・榎津地区



【整備方針図】

地区名

小保・榎津地区



街なみ環境整備方針説明書

都道府県名	福岡県	市町村名	中間市	区域名	土手ノ内地区		
区域現況	区域の概況			<p>中間市土手ノ内地区は、日本の近代化を鉄鋼業分野で牽引した官営八幡製鐵所に工業用水を供給する遠賀川水源地ポンプ室が所在し、ポンプ室の操業開始とともに従業員官舎や周辺の炭鉱従事者が集まり、住宅地が形成・発展した歴史がある。</p> <p>中間市土手ノ内地区は、遠賀川と世界遺産遠賀川水源地ポンプ室を眺望できる景観を含んだエリアである。</p> <p>区域内は、第1種住居地域、第2種低層住居専用地域となっており、区域の東側境には、教育施設と北九州市八幡西区と直方市を結ぶ筑豊電気鉄道電停がある。世界遺産登録後は、通勤通学以外に観光客の利用も増加しており、閑静な住宅街の様相が変わりつつある。</p> <p>本市は、平成26年に中間市景観計画を策定し、遠賀川水源地ポンプ室を市景観重要建造物に指定し、土手ノ内地区を遠賀川の自然と歴史ある景観を守る重要な地区と定めている。</p>			
	道路の現況			<p>当該区域には、幹線道路の県道73号線が南北に貫通しているが、その他の道路は市道であり、区域の中核をなす遠賀川水源地ポンプ室に面した市道は離合が困難となっている。さらに幹線道路と市道の接続部は慢性的な交通渋滞を起こしている。</p>			
	公園等の現況			<p>当該区域には公園は4箇所に所在する。また、区域内を流れる一級河川水系の河川敷は地域住民の憩いの場となっている。</p>			
	地区住民のまちづくり活動の概要			<p>当該地区では、地区住民の清掃活動が定期的に行われている。また、世界遺産登録への取組みを契機に地区の歴史を学ぶ学習会も開催されている。</p>			
区域の整備に関する基本計画	整備の目標			<p>世界遺産登録を契機とした観光客の流入による生活環境への悪影響（違法駐車、交通渋滞、歩行者の増加）を改善し、地区住民が世界遺産をシンボルとして愛情と誇りを有するゆとりとういのある良好な街なみを整備する。</p>			
	整備の時期			<p>平成28年度～平成32年度</p>			
	地区施設等の整備に関する基本事項	通路等	<p>離合困難な市道部を中心とした電線地中化による交通渋滞の解消や路側線明示による違法駐車対策を図る。</p>				
		小公園等	<p>整備方針に基づき、地区住民の交流促進の場として活用し、良好な街なみを整備する。</p>				
		景観重要建造物等	<p>景観法及び世界遺産登録に係る管理保全計画書に基づき、景観重要建造物1施設（敷地含む）の整備を行い、歴史的な街なみ景観の維持・保全を図るものである。</p>				
		その他	<p>来訪者が地域住民の住環境に悪影響を与えることなく、地域の資産を見学できるような案内表示等を整備する。また、郷土愛につながるストリートファニチャー等の整備や、道路美装化を行う。また、地区住民が運営・管理する観光・交流機能を有した集会所を整備することにより、違法駐車の解消や生活エリアと観光エリアの住み分けを図る。</p>				
	住宅等の整備に関する基本事項	住宅	<p>第1種住居地域と第2種低層住居専用地域であることと、市景観計画や屋外広告物条例による規制が設けられている。</p>				
		敷地	<p>都市計画法の用途地域に基づき敷地の制限が行われている。</p>				
	その他の事項						

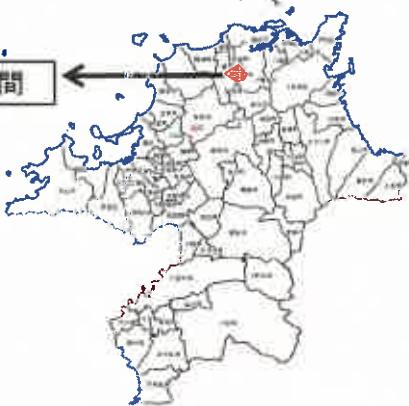
【位置図】

区域名または地区名

土手ノ内地区

市町村位置図

中間



県道73号

県道27号線

JR中間駅

筑豊電鉄通谷駅

JR筑前垣生駅

県道98号線

筑豊電鉄筑豊中間駅

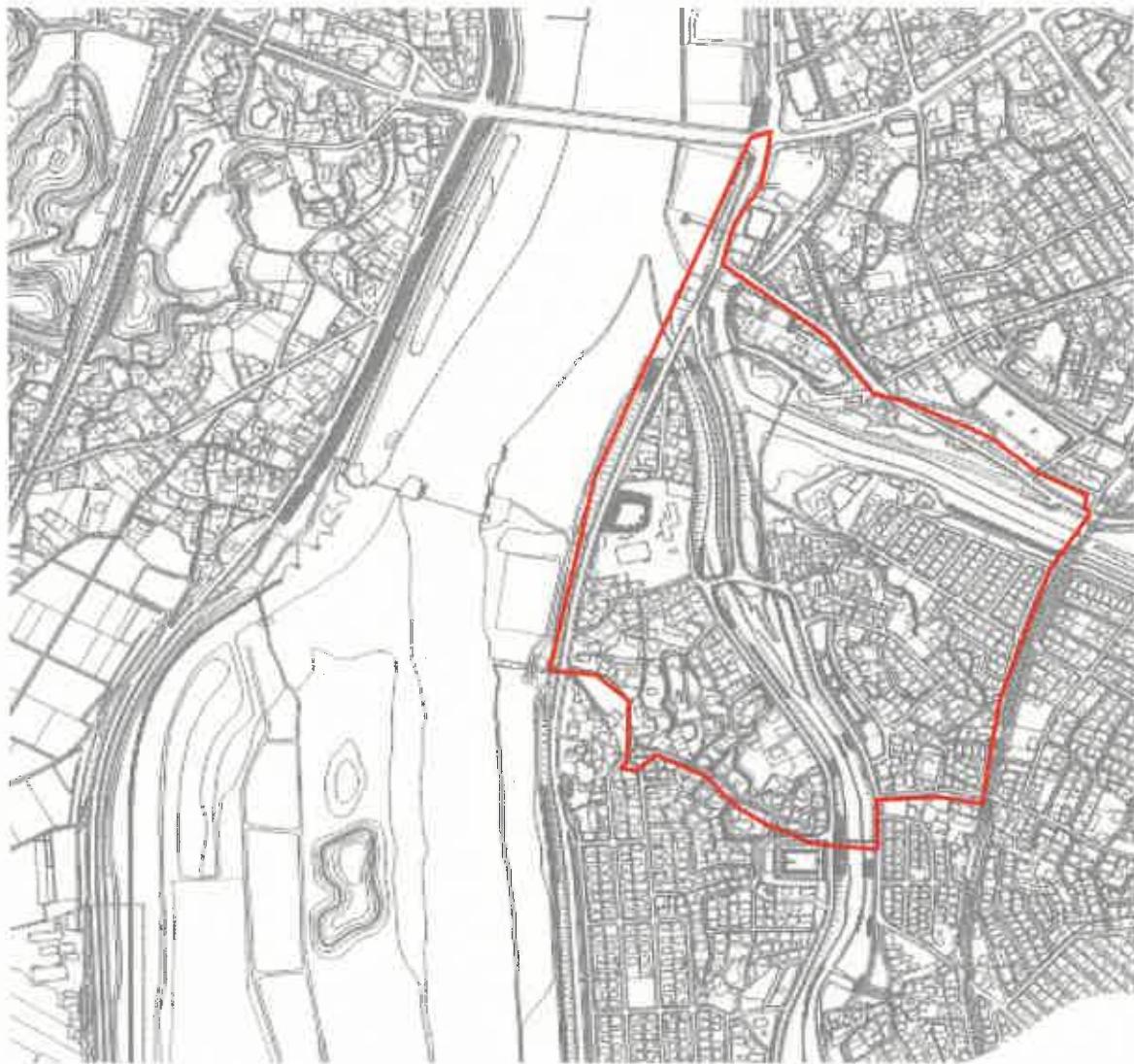
筑豊電鉄希望が丘高校駅



【区域図】

区域名又は地区名

土手ノ内地区

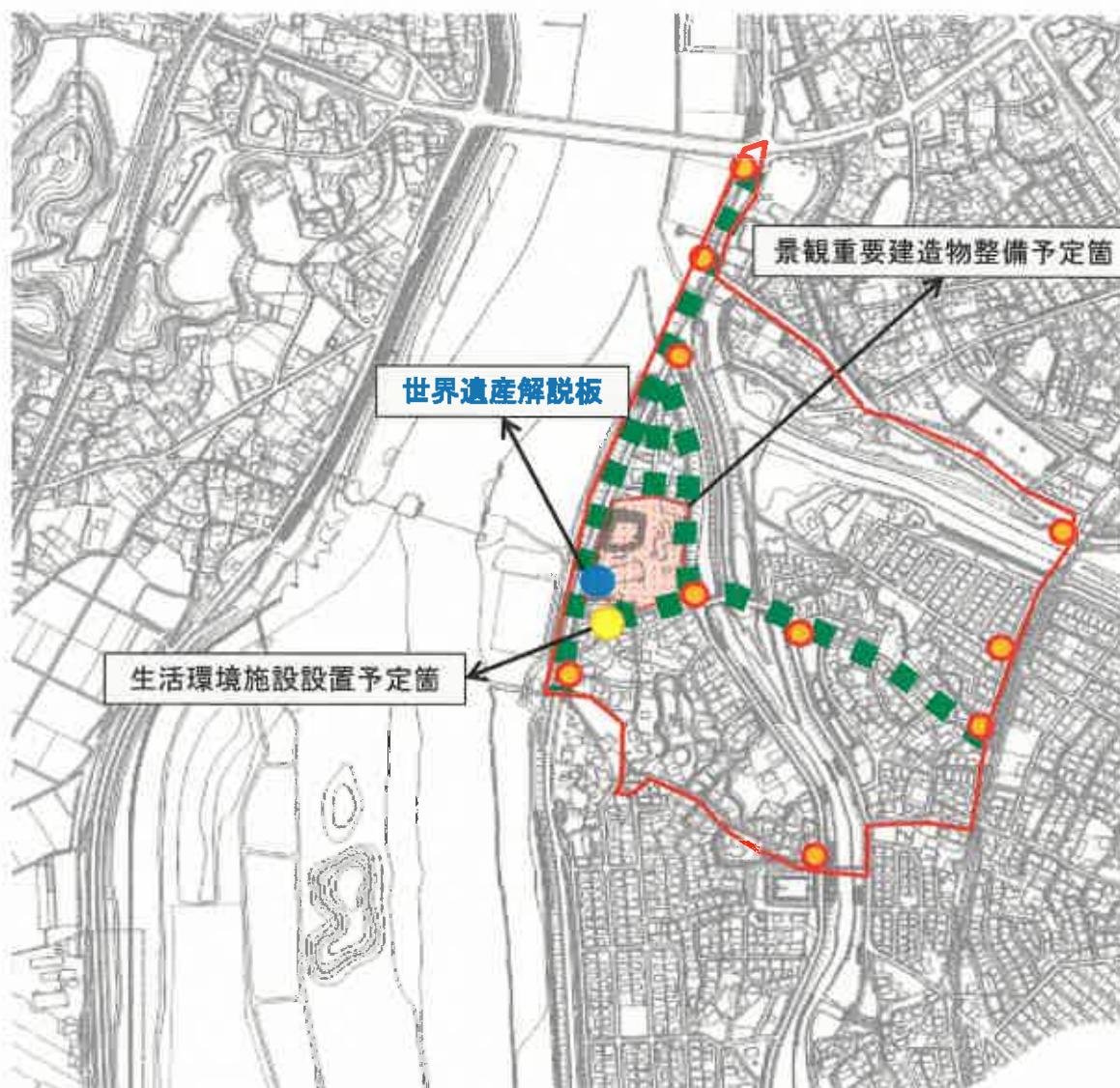


○ 街なみ環境整備促進区域、街なみ環境整備事業地

【整備方針図】

地区名

土手ノ内地区



- 案内板・ストリートファニチャー設置予定箇所
- 道路美化化・電線地中化予定箇所
- 街なみ環境整備促進区域、街なみ環境整備事業地

街なみ環境整備方針説明書

都道府県名	福岡県	市町村名	太宰府市	区域名	太宰府
区域現況	区域の概況			太宰府区域は、古代九州の政治軍事の拠点であった太宰府に関連する大宰府跡、水城跡、大野城跡や太宰府天満宮、さらに修驗道の山としての宝満山など名所・旧跡が豊富に残り、特に天満宮の門前には江戸期以降の民家建築が残る歴史的な街なみが残されている。現在の市街地は、古代大宰府の条坊のまち区割を引き継いでいる箇所が随所に見受けられ、また江戸時代の絵図にも門前の骨格を成す参道や小鳥居小路、また日田街道やどんかん道、参詣道などの通りが現在の道路と比定できるといった歴史的な市街地構造を継承している。	
	道路の現況			こうした歴史的市街地とそこに残る歴史的建造物と一体となって、天満宮の祭礼である神幸式、また名所・旧跡を巡るさいふまいりの習慣やその参拝客をもてなす門前の営みなどが連綿と受け継がれ、太宰府区域には特徴的な歴史的風致が形成されている。しかし、門前において平成14年からの7年間でおよそ20棟の歴史的建造物の滅失が確認され、その後の敷地が空き地や駐車場化する状況も見受けられる。また歴史的通りの沿道も市街地の近代化や道路整備に伴って、歴史的風致を認識しづらい環境となりつつあり、こうした課題に対応し歴史的風致の維持向上を図ることが求められている。	
	公園等の現況			区域内には九州自動車道並びに国道3号といった主要幹線道路が位置しているほか、県道が6路線ある。特に国道3号から太宰府天満宮への主要アクセスである主要地方道筑紫野古賀線や九州国立博物館へ向かう筑紫野太宰府線はイベント開催時等には渋滞が発生する。	
	地区住民のまちづくり活動の概要			門前については、筑紫野古賀線が外周を取り巻くように配置され、通過交通は排除されている。参道は太宰府駅以東について車の乗り入れ制限している。小鳥居小路～溝尻～雀田の南北軸は生活道路として一定の交通量があるが、幅員は概ね4～6m程度で歩道が設置されていない。	

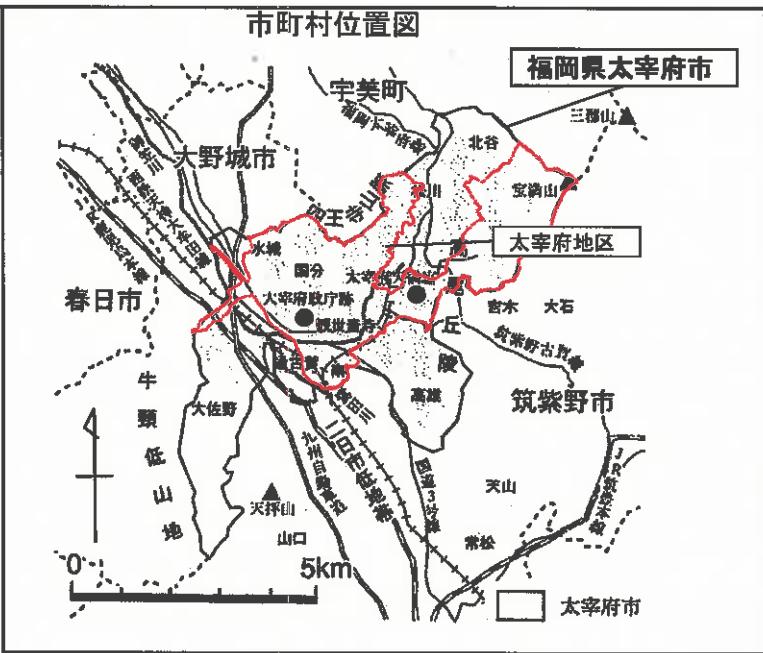
【位置図】

区域名または地区名

太宰府地区

市町村位置図

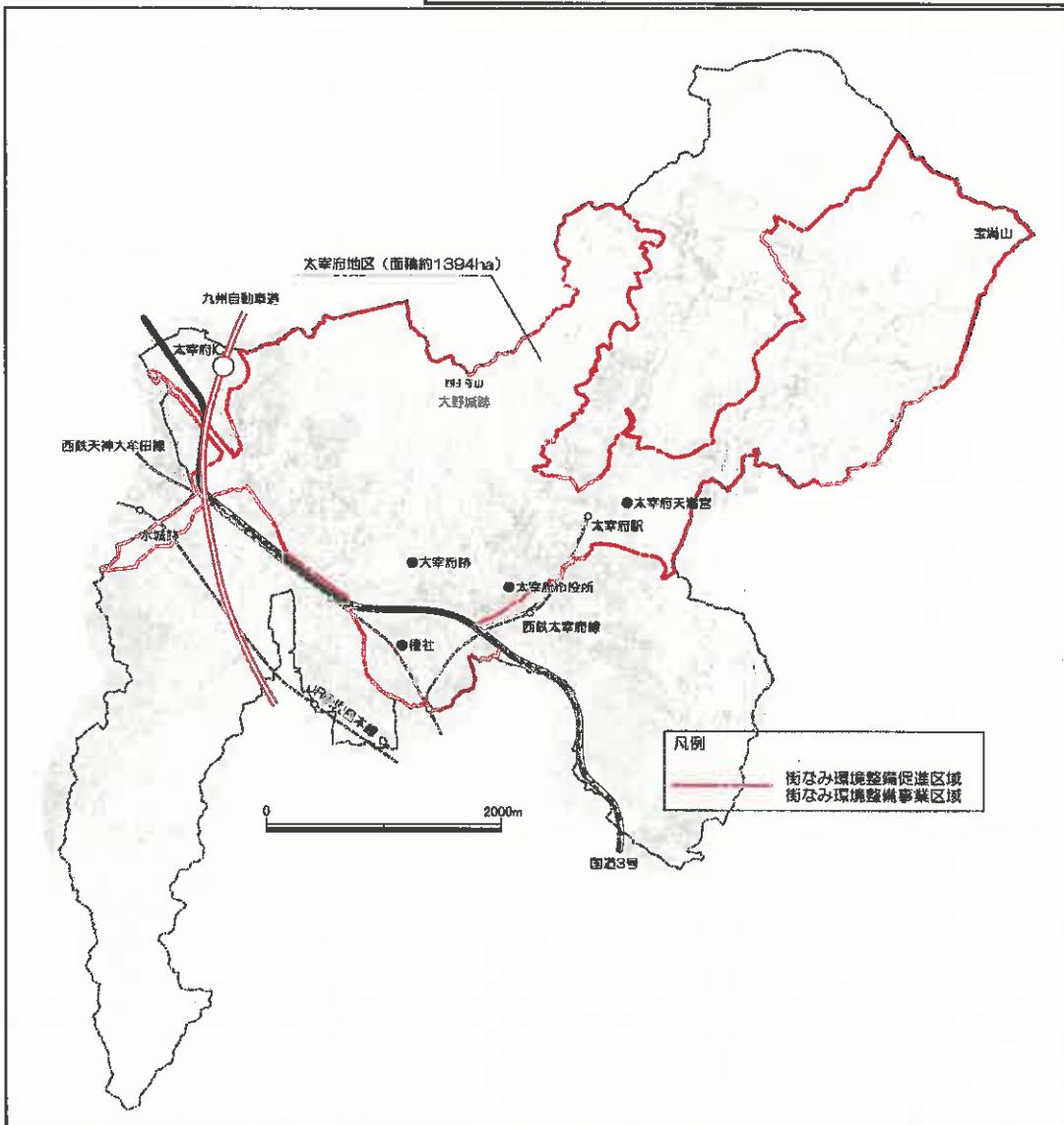
福岡県太宰府市



太宰府地区 (面積約1394ha)

凡例

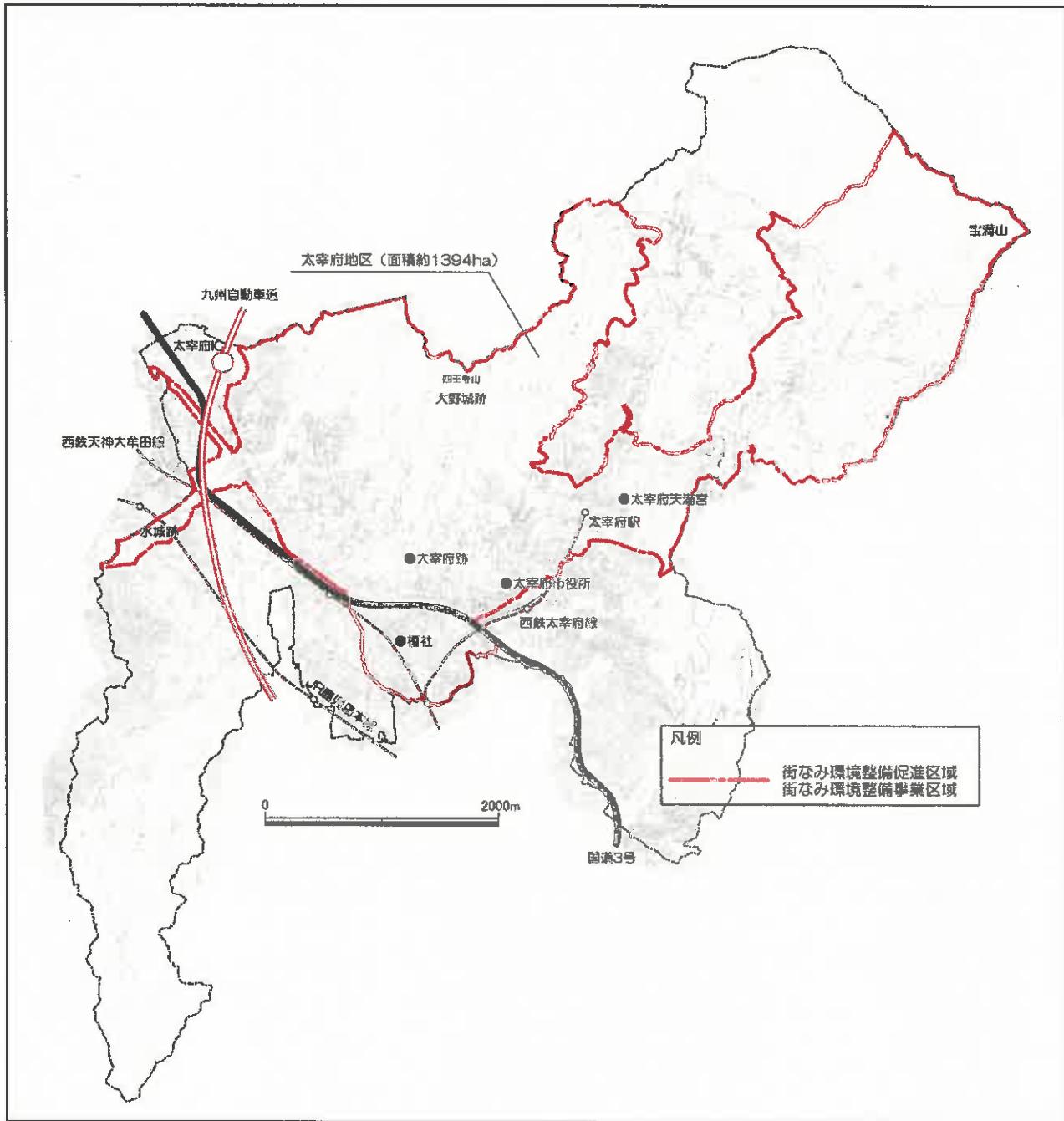
街並み環境整備促進区域
街並み環境整備事業区域



【区域図】

区域名又は地区名

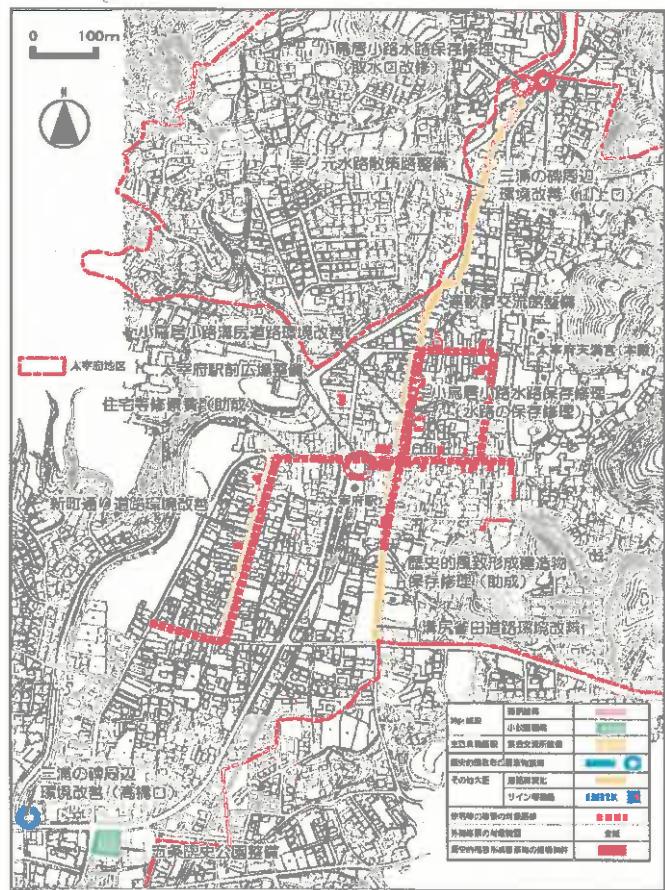
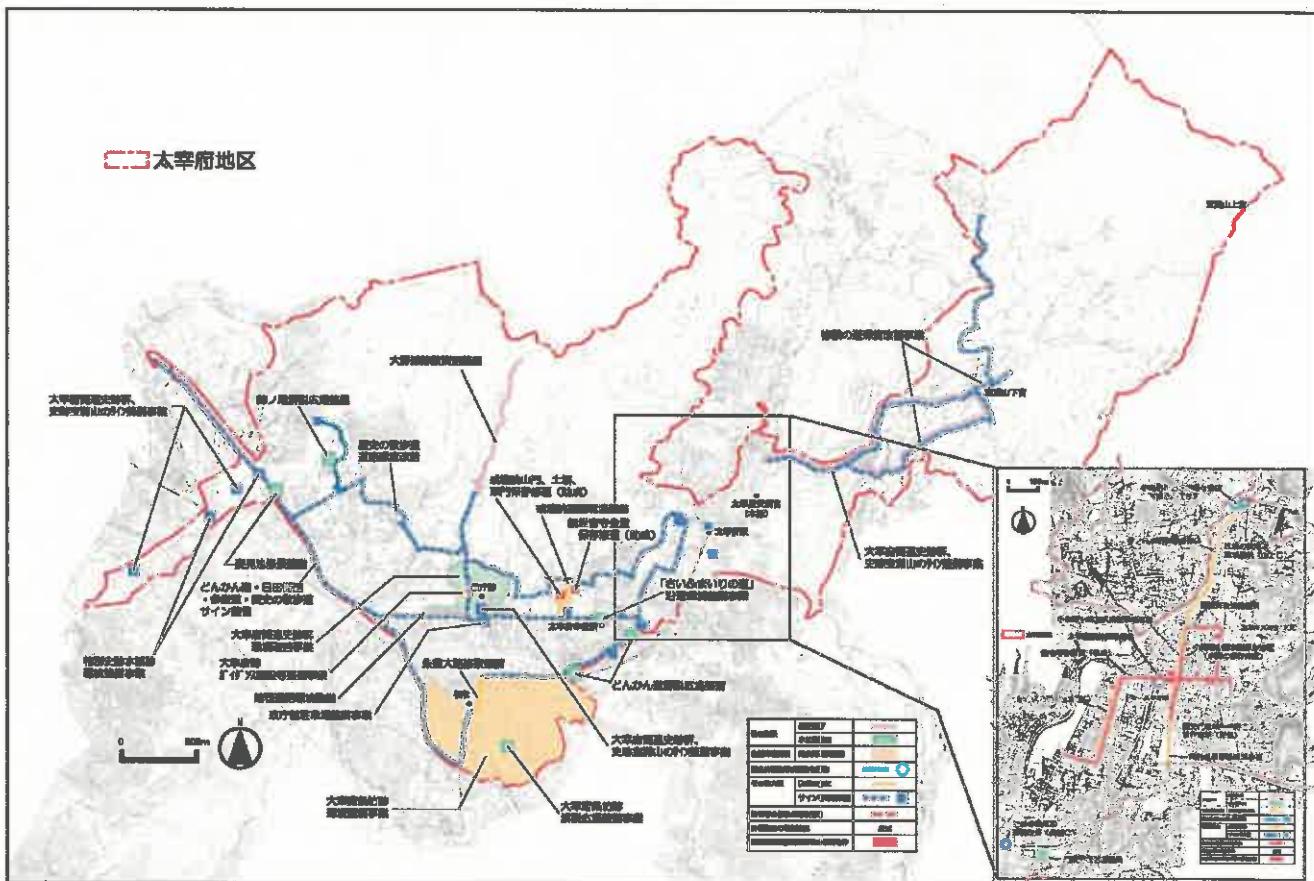
太宰府地区



【整備方針図】

地区名

太宰府地区



街なみ環境整備方針説明書

都道府県名	福岡県	市町村名	うきは市	区域名	吉井
区域現況	区域の概況	吉井地区は、うきは市の中心部に位置し、白壁土蔵づくりや清流が多く残っている地域である。			
	道路の現況	区域内の道路は、国道・県道・市道により構成されている。地域の中心部を東西に国道210号線、南北に県道甘木吉井線が走り、生活道路として市内を網羅する市道より成り立っている。			
	公園等の現況	吉井町の中心部であり、公園等は存在しない。			
	地区住民のまちづくり活動の概要	白壁土蔵の町並みを背景とした「小さな美術館めぐり」や「お雛様めぐり」などを地区住民の有志により開催している。また町づくり研究会「街道塾」も発足し、個性豊かな町づくりを行っている。			
区域の整備に関する基本計画	整備の目標	白壁土蔵づくりの町並みを有効に活用し、地域住民の発意と創意を尊重したゆとりとういのある住宅市街地の形成を図る。			
	整備の時期	平成6年度～平成30年度			
	地区施設等の整備に関する基本事項	通路等	カラー舗装等による雰囲気づくり・歩行者専用化（時間制限・日祭日等）・電線の地中化 幅員4m未満の道路等については、拡幅できるよう推進する。		
	小公園等		点としての個性的な緑のポイントづくり、線としての連続した緑による沿道修景		
	その他		看板等のデザイン、自動販売機・電話ボックスのデザイン、サインのデザイン		
	住宅等の整備に関する基本事項	住宅	白壁土蔵づくりの保存、修復、白壁土蔵の町並みにマッチした住宅の修景。 新築や増築時には、道路中心線より2m以上後退して建物の配置等を行うよう指導する。		
		敷地	塀（土塀、海鼠壁）、生垣の導入		
	その他の事項				

【位置図】

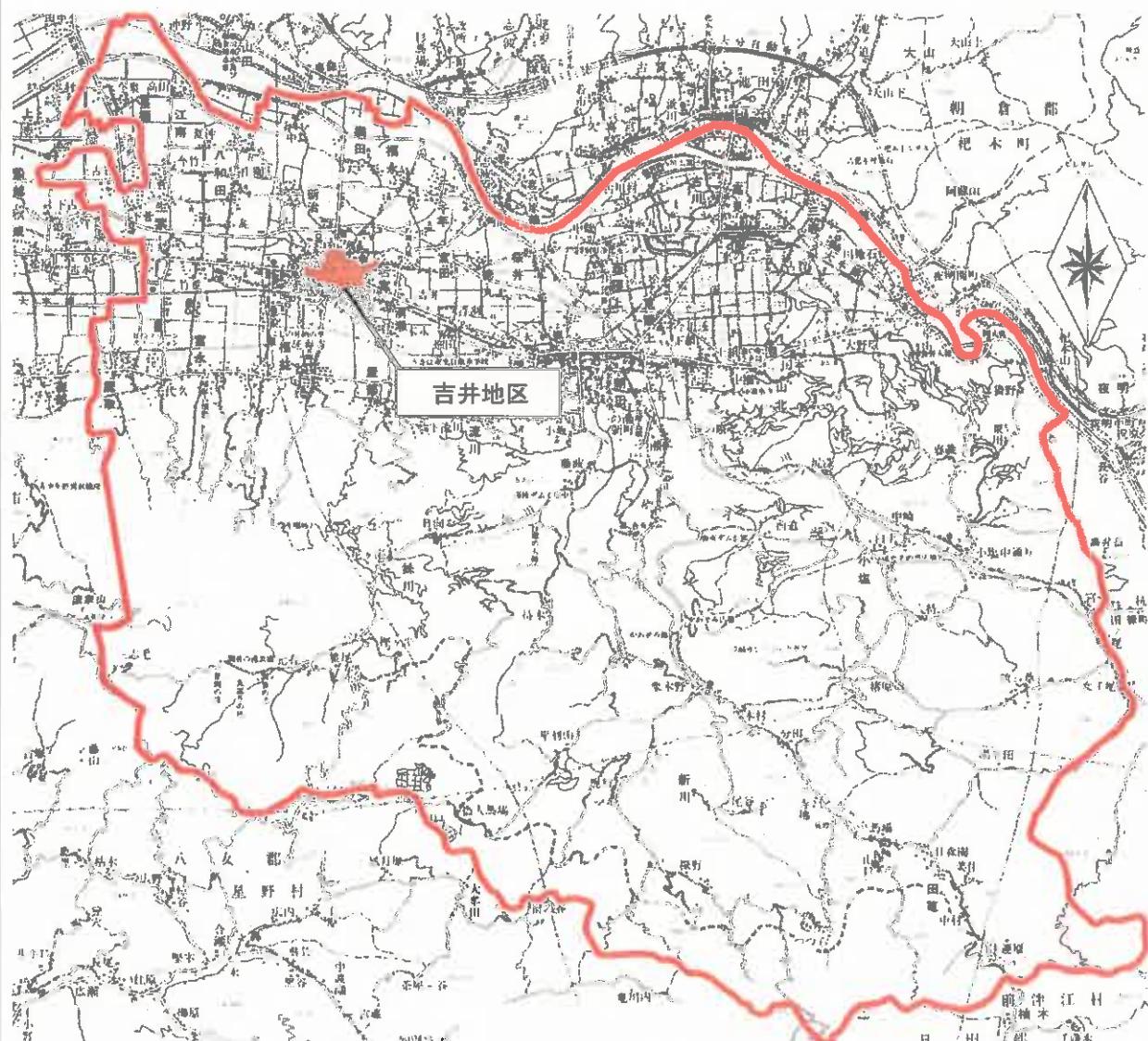
区域名または地区名

吉井地区

市町村位置図



吉井地区

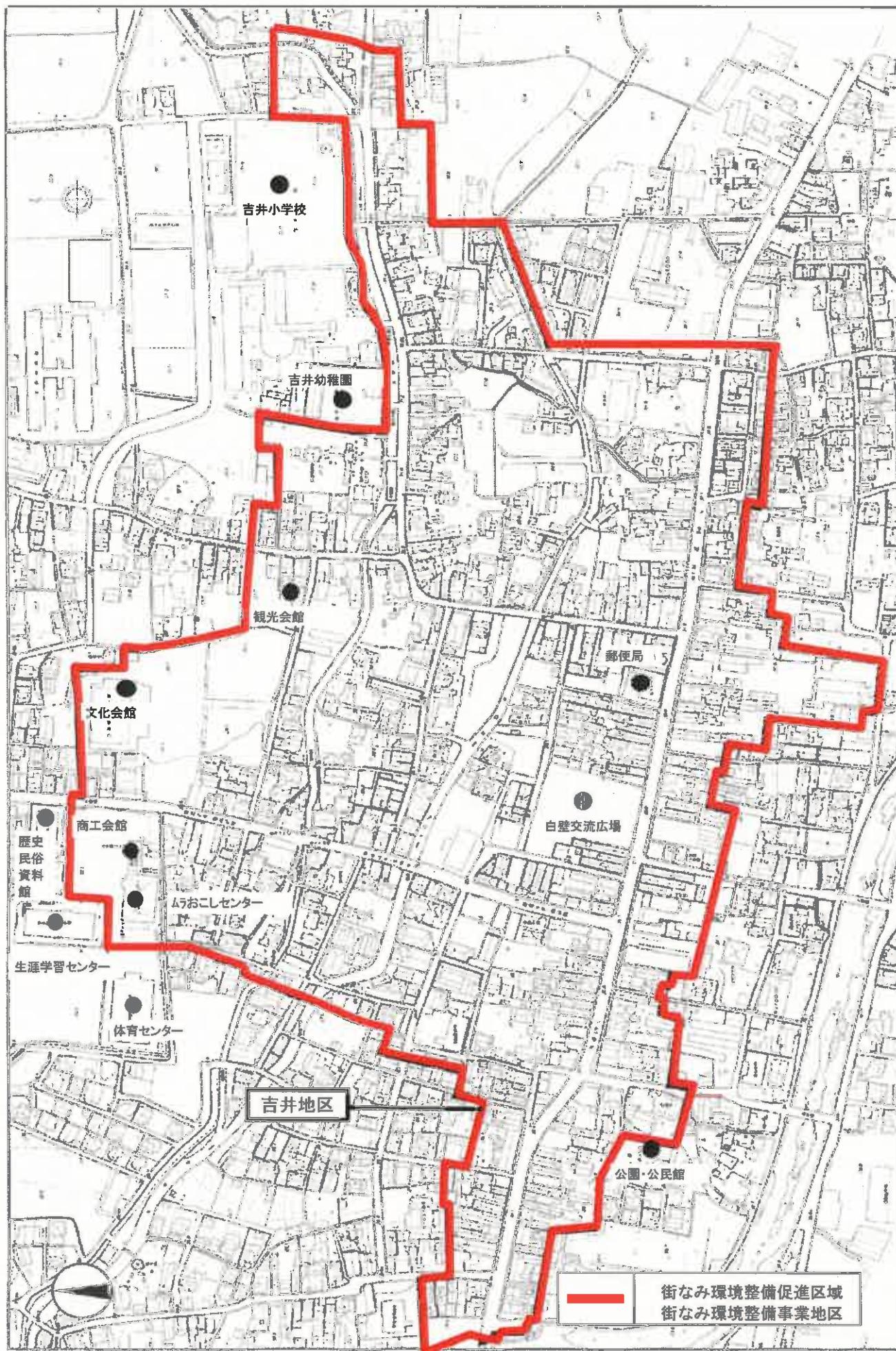


街なみ環境整備促進区域
街なみ環境整備事業地区

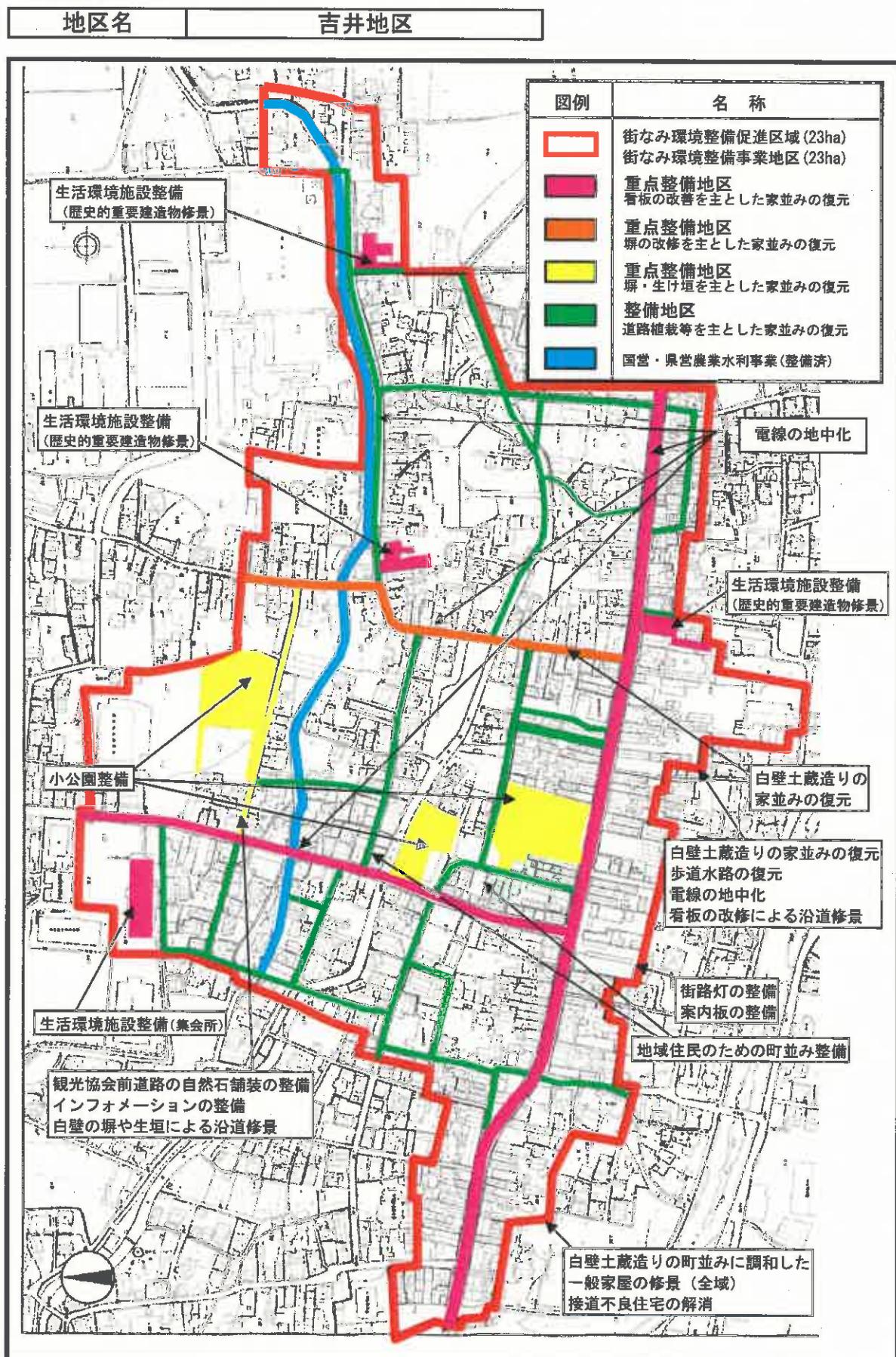
【区域図】

区域名又は地区名

吉井地区



【整備方針図】



街なみ環境整備方針説明書

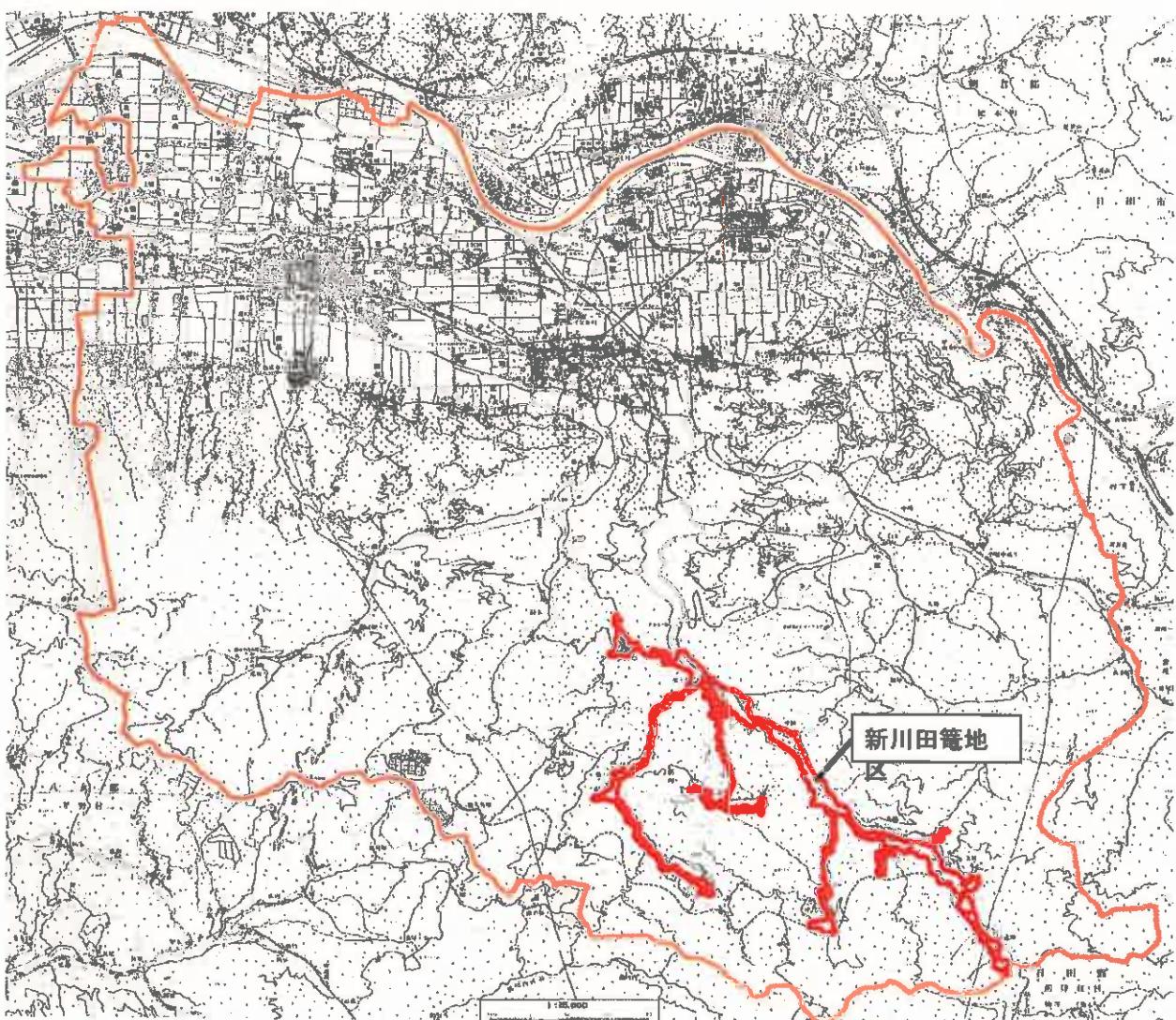
都道府県名	福岡県	市町村名	うきは市	区域名	新川田簾
区域現況	区域の概況	新川田簾は、うきは市の南東部に位置し、自然条件の厳しい山間部にあって隈上川、鹿狩川による水系からそれぞれの場所に応じた巧みな水利によってつくられた棚田が広がる地域であり、かつ旧往還に沿って伝統的な山村集落が今も息づく文化的な景観を見せる。			
	道路の現況	区域内の道路は、県道・市道により構成されている。地域の中心部を隈上川と並行して北西から南東に県道朝田日田線が走り、鹿狩川に沿うように市道が地域南西部の集落を循環する骨格となっており、そこから他の市道や農道及び里道によって宅地や農地が結ばれている。			
	公園等の現況	山村集落であり、神社やお堂など伝統的な交流スペースはあるが、公園等は存在しない。			
	地区住民のまちづくり活動の概要	平成18年に「つづら棚田を守る会」が発足し、棚田オーナー制度をはじめとして地域振興を行政と協働で担っており、平成23年、伝統家屋を活用した宿泊型体験施設「つづら山荘」を集めが主体的に運営するなど地域の魅力を活かした活動が育っている。			
区域の整備に関する基本計画	整備の目標	緑豊かな山林に囲まれ、棚田の石垣や集落の伝統家屋が織りなす歴史的かつ文化的な地域景観を、住民生活を尊重した環境整備により適切に維持保全することで、地域の活性化につながる生活環境の形成を図る。			
	整備の時期	平成23年度～平成32年度（10カ年）			
	地区施設等の整備に関する基本事項	通路等	協議会での検討により、各集落の風致に即した整備を図る。		
	小公園等	協議会での検討により、集落ごとの配置を図る。			
	その他	新川地区と田簾地区の交流を目的とした生活環境施設、街路灯、案内板等のサイン計画及び整備を行う。			
	住宅等の整備に関する基本事項	住宅	今後とも山村集落の歴史的風致を損なわないよう、現存する伝統家屋の外觀を参照した住宅等の修景を推進する。		
	敷地	周囲境界の段差を石垣や石積として收めることを基本とし、必要に応じて板壁や生垣により沿道景観を調和させる。			
	外構	棚田景観の保全育成を目的として、棚田の自主管理を維持育成するために、水路のメンテナンスや植栽（草刈）により外構修景を図る。			
	その他の事項	地元協議会活動（地区施設、街路灯・看板板等の導入や配置検討など）を集落ごとに計画的に支援する。			

【位置図】

区域名または地区名

新川田篠地区

市町村位置図



街なみ環境整備促進区域
 街なみ環境整備事業地区



【区域図】

区域名又は地区名

新川田籠地区

新川田籠地区

日森園山荘
姫治山村交流センター
田籠公民館
重要文化財 平川家住宅

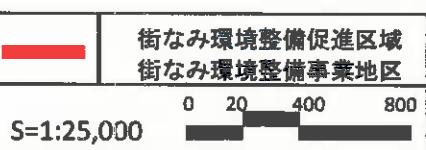
諏訪神社

高籠棚田交流センター

姫治小学校

高御魂神社
郵便局
岩の谷防災センター
新川保育所

新川公民館



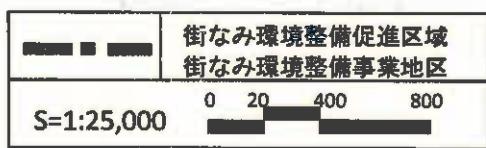
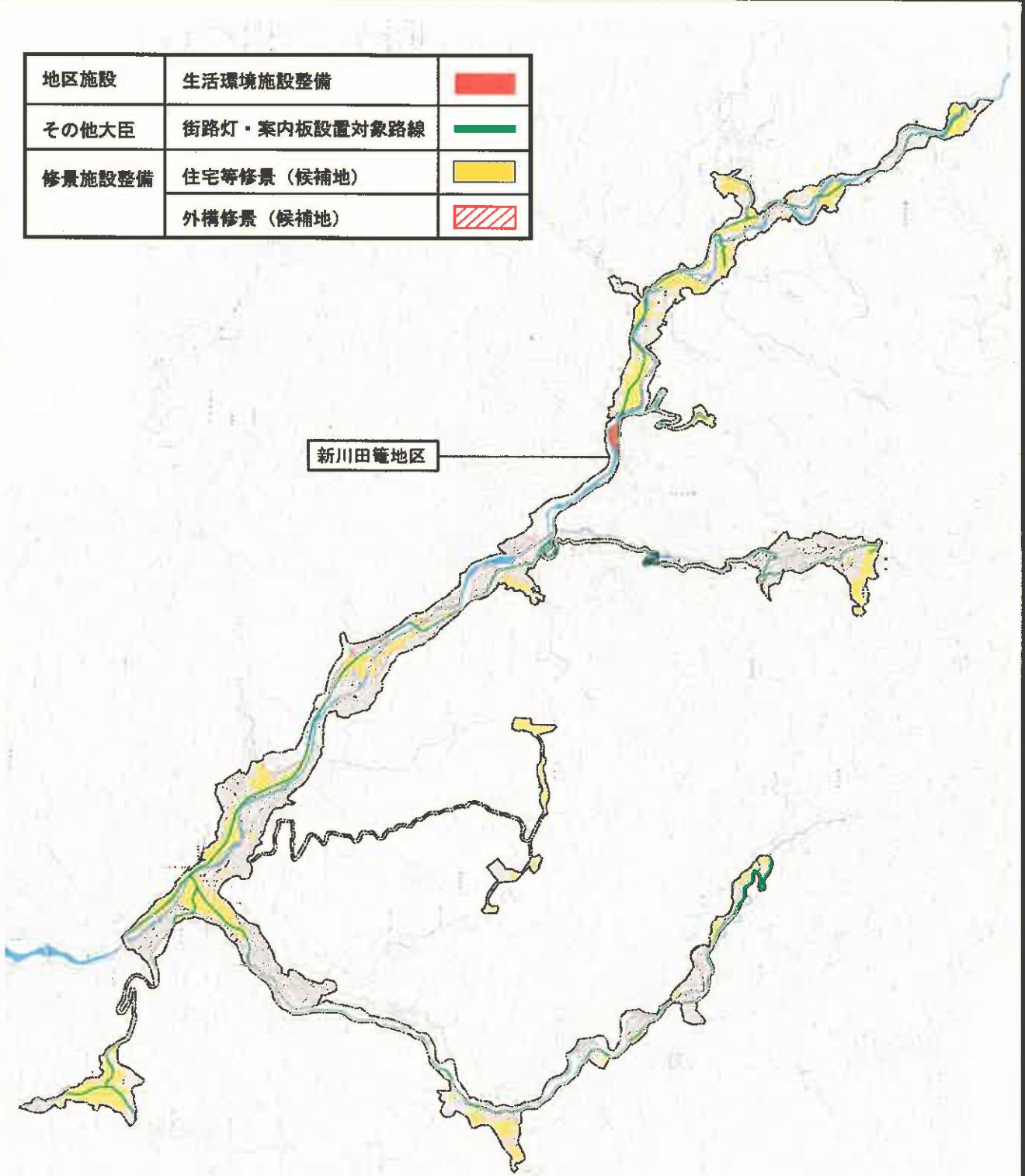
【整備方針図】

地区名

新川田籠地区

地区施設	生活環境施設整備	
その他大臣	街路灯・案内板設置対象路線	
修景施設整備	住宅等修景（候補地）	
	外構修景（候補地）	

新川田籠地区



別記様式第6 街なみ環境整備方針説明書

都道府県名	福岡県	市町村名	朝倉市	区域名	秋月
区域現況	区域の概況	筑前の小京都と呼ばれる秋月は、近世城下町として地割をはじめとする基本的構造や武家屋敷、町家及び寺社建築が多様に残されている。また、水路網と護岸の石積河川や水路に架かる石橋等が伝統的建築物と一緒に歴史的風致を形成している。周囲は豊かな自然に囲まれており、城下町らしい潤いと安らぎのある景観が維持されている。			
	道路の現況	朝倉市甘木中央部より北に約7Km、福岡県のほぼ中央部に位置する。秋月地域は幹線道路が地域の中心部を通過しており、生活道路と通過道路、観光道路を兼ねた状況になっている。その大部分は城下町時代の道がそのままの形で利用されているため幅員4m未満の道路が多く、観光シーズンには交通渋滞により住民の日常生活に支障を与えるといった課題も存在する。			
	公園等の現況	地域内には公園は少なく、神社境内等が児童遊園的な役割を担ってきており、街なみ環境整備事業第1期にて整備を行った分もあるが、不足感は否めない。			
	地区住民のまちづくり活動の概要	住民のまちづくり活動は秋月コミュニティ運営協議会が主体となり、伝建地区指定及び今後のまちづくりへの大きな原動力になっている。			
区域の整備に関する基本方針	整備の目標	歴史的な街なみ景観を市民共有の財産として保存するとともに生活環境の向上、交流人口の増大を図る。			
	整備の時期	平成27年度～平成32年度（6年間）			
	通路等	旧城下町の履歴を考慮した整備を図り、枠型等の形態及び石積の側溝、石橋の路面等の形質等の復旧により町並みとの調和を目指し、回遊性を高める施策を進めてきた。今後も同様の方針を堅持する。			
	小公園等	目鏡橋周辺をはじめ、かつて番所跡や枠型及び空地等を活かしつつ回遊散策に供するポケットパークを整備してきている。今後さらに住民活力の拡張を目指して、区域外からの来訪者との文化的交歓も企図した市民交流広場の整備を図る。			
	その他	防災的拠点を併設した、地域交流施設の整備を行っているが、今後さらに、区域内外の交流を高めるために、またより広範なまちづくりのための市民交流、情報発信に主眼を置いた施設を整備する。			
	住宅の整備に関する基本方針	道路、通路沿道は伝建保存計画の景観誘導体の区分（屋敷建築と町家建築の町並み）に従い、住宅等の保存、修景を図る方針にあるが、今期本計画の中では特段の事業化は予定しない。			
	敷地	旧城下町の地割の履歴に合致しない敷地の分筆合筆は避け、屋敷建築は壁面後退を誘導し、町家建築は壁面線を安定させるために、道路に面した建築を誘導する。			
その他のこと項		「うるおい・緑・景観まちづくり整備計画」、「身近なまちづくり支援街路事業」により、区域内の骨格的道路及び公共駐車場、河川環境の整備等を図る。			

【位置図】

区域名または地区名

秋月地区

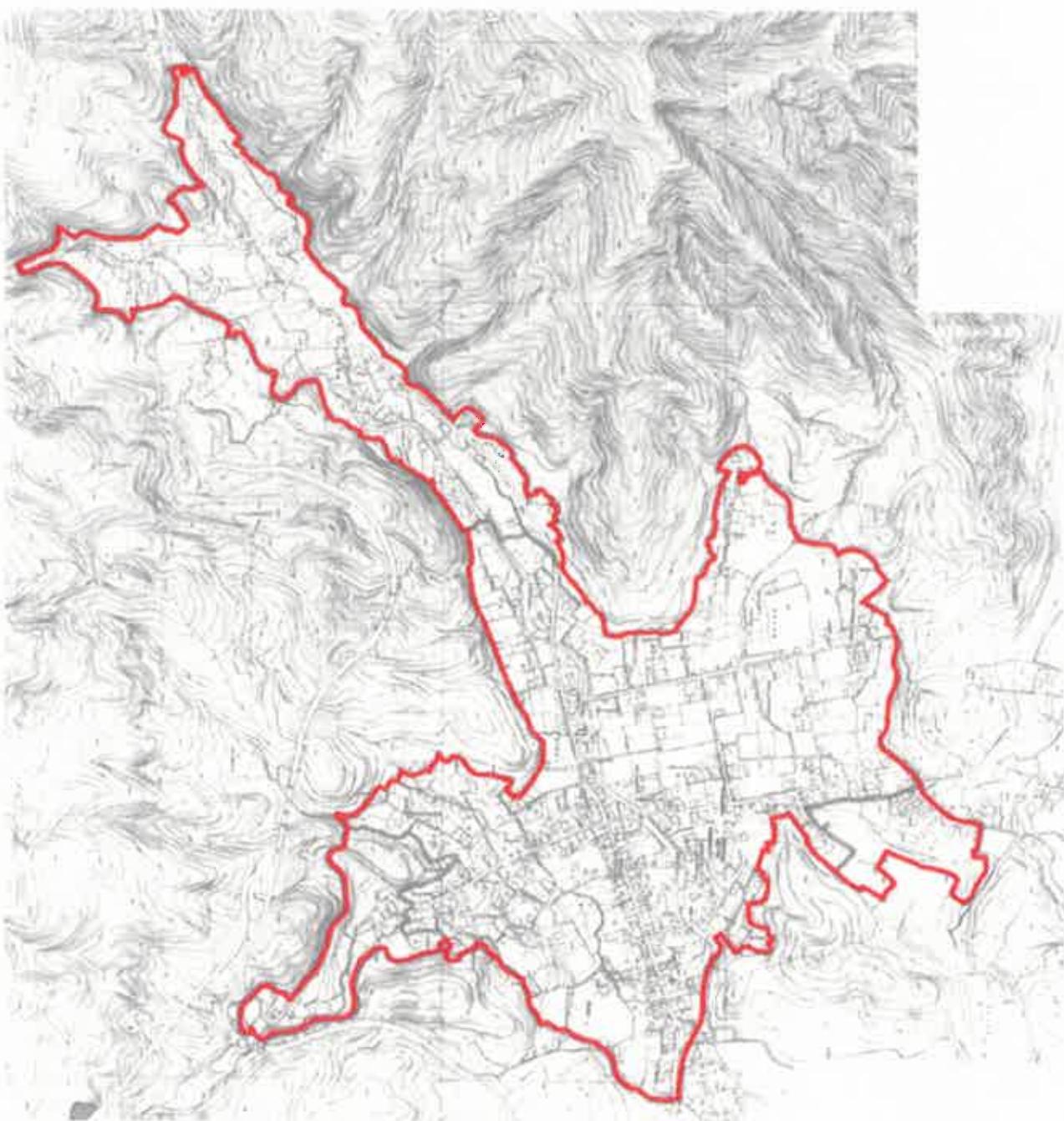
市町村位置図



【区域図】

区域名又は地区名

秋月地区

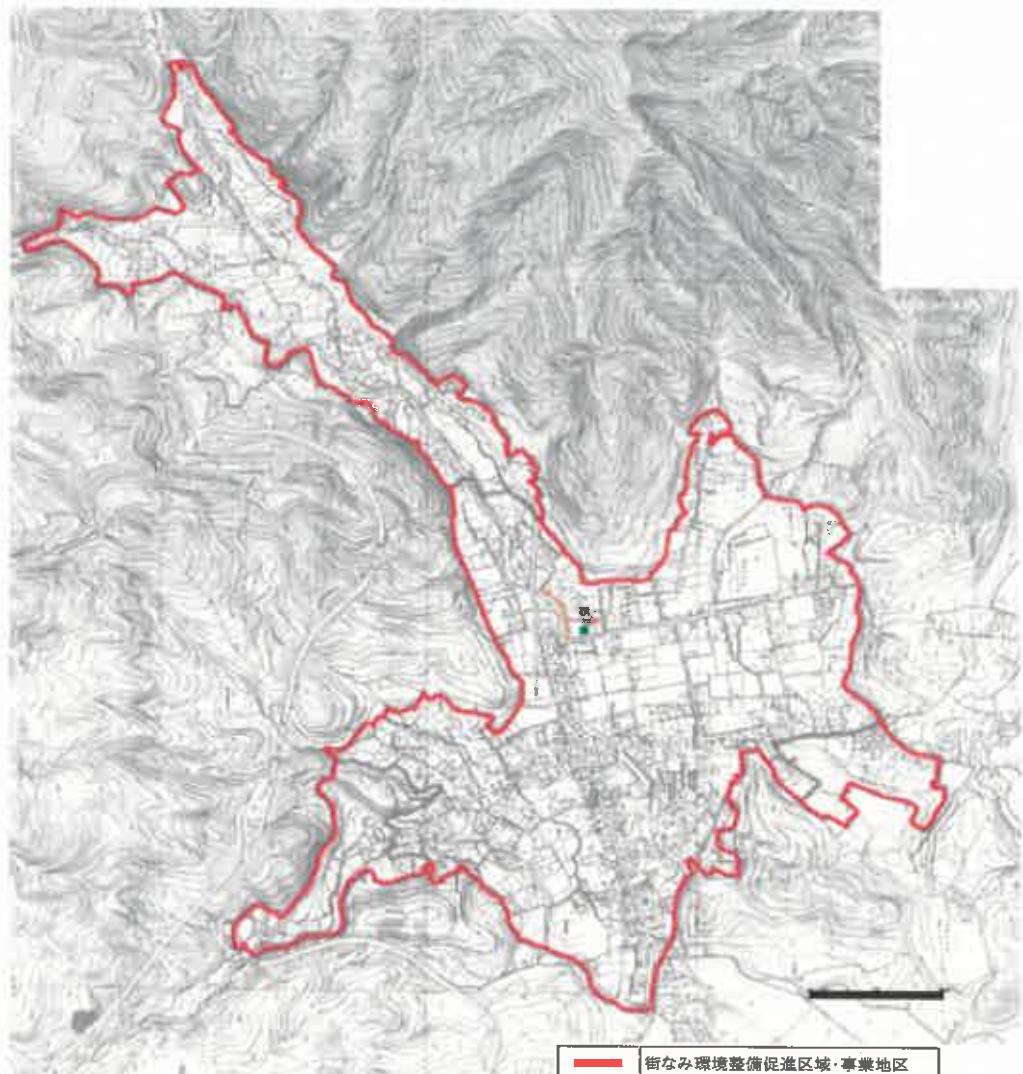


— 街なみ環境整備促進区域
(街なみ環境整備事業地区)

【整備方針図】

地区名

秋月地区



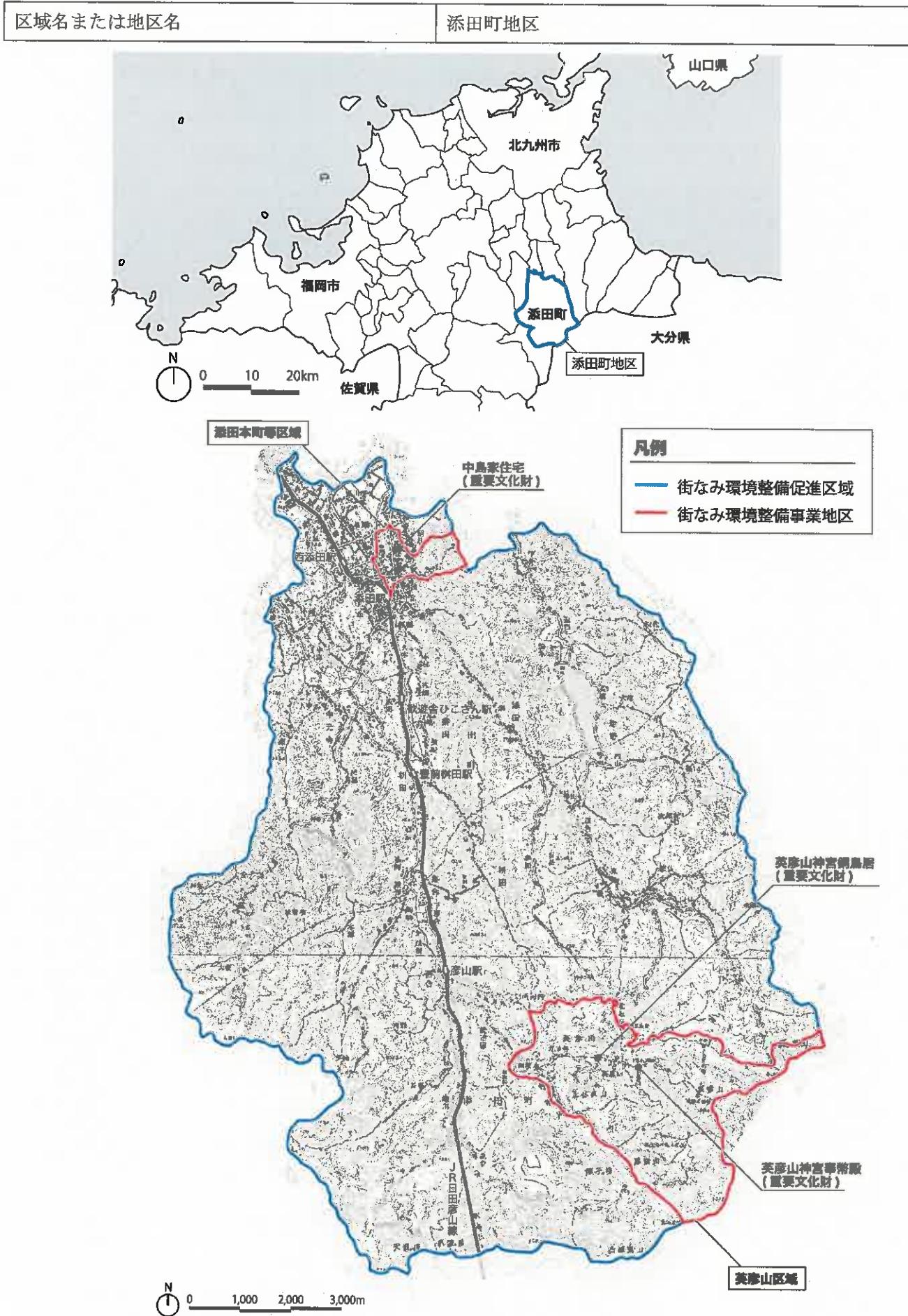
	街なみ環境整備促進区域・事業地区
	道路美化化
	小公園緑地等
	集会所等
	解体

街なみ環境整備方針説明書

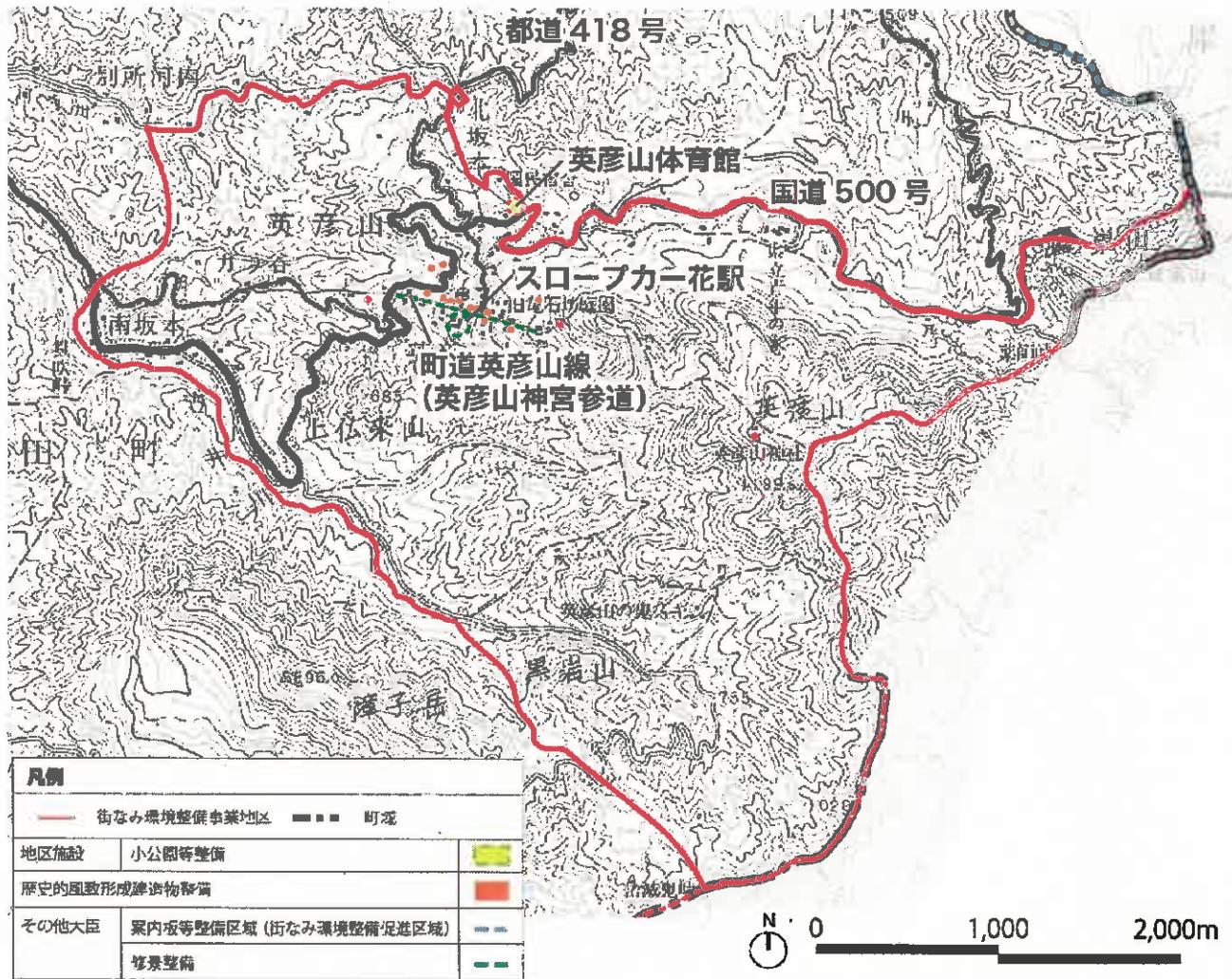
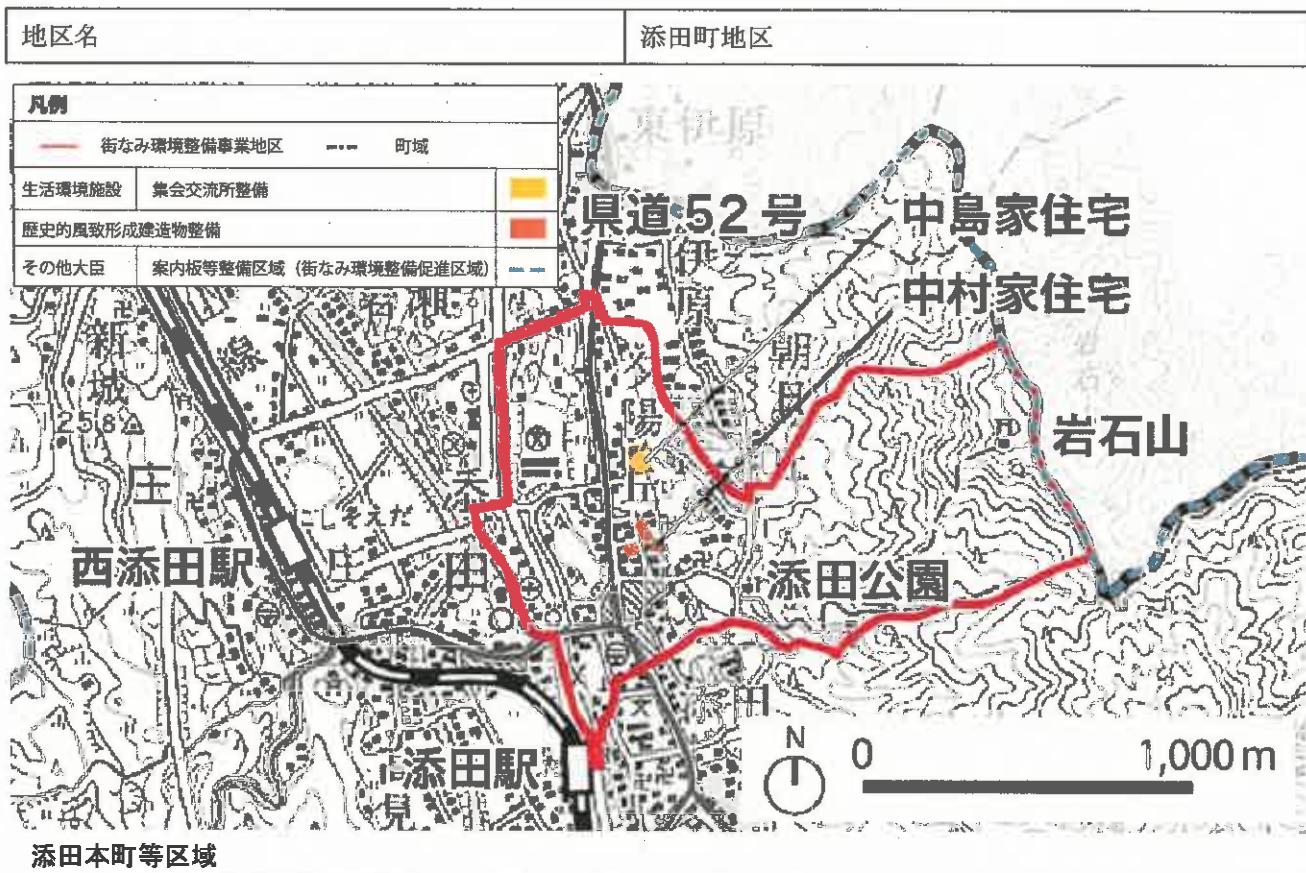
都道府県名	福岡県	市町村名	添田町	区域名	添田町
区域現況	区域の現況	<p>添田町地区は、国内で初めて指定された「耶馬日田英彦山国定公園」の主体をなし、古くから信仰を集める靈峰「英彦山」をはじめとする豊かな自然を擁し、その雄大な自然に育まれた清流を活かした農林業などが盛んな中山間地域に位置する。このような自然の中で、修驗道や五穀豊穣を祈願する神幸祭等の祭礼が国指定重要文化財建造物などの歴史的建造物が建ち並ぶ町家みを背景に、大切に受け継がれており、歴史・文化に富む地域である。添田町歴史的風致維持向上計画では、英彦山を中心とする区域を「英彦山区域」、日田道を中心に形成された市街地の区域を「添田本町等区域」として、重点区域に位置づけている。英彦山区域には、国指定重要文化財である英彦山神宮奉幣殿をはじめ様々な社殿の他、歴史的建造物や遺跡が残されており、歴史的な街並みと荘厳な自然を背景に修驗道の流れを汲む松会祈年祭が行われ、英彦山特有の歴史的風致を醸し出している。添田本町等区域には、英彦山信仰により形成された日田道沿道に、国指定重要文化財の中島家住宅などの商家や町家が軒を連ねている。このような場では、神幸祭等の祭礼が地域の方々により受け継がれ、岩石城の城下町として整備された町割りと相まって、地区特有の歴史的風致が醸し出している。</p>			
	道路の現況	<p>添田町地区には、南側に東西に延びる国道 500 号、南北に県道 52 号や 451 号等が通り、英彦山区域と添田本町等区域へのアクセス路となっている。英彦山区域は、国道 500 号が東西に、県道 451 号が南北に延び、本区域への広域アクセス路となり、町道英彦山線である英彦山神宮参道が英彦山神宮や英彦山へのアクセス路となっている。英彦山内においても、様々な登山道が整備され歩行者ネットワークが形成されている。添田本町等区域は、県道 52 号が南北に延び、本区域への広域アクセス路となっている。県道 52 号からはかつての街道である日田道（現町道上町屋敷線）をはじめとした町道により、中島家住宅や添田公園等への道路が整備されており回遊ネットワークを形成している。</p>			
	公園等の現況	<p>添田町地区は、英彦山をはじめ町域の 83%が森林となっており、雄大な景観を持つ自然観光地となっている。英彦山区域は、区域内全てが耶馬日田英彦山国定公園に指定されている。区域内には、英彦山神宮への参拝者や登山客、そして、周辺の建造物を巡る観光客の休憩所や交流の場として小広場等が整備され、町内外から人々が集う場として活用されている。添田本町等区域内には、筑豊地域随一の都市公園である添田公園が整備されており、四季折々の草花が織りなす風光明媚な情景により、公園散策や岩石山ハイキングなど、訪れた人々に癒しを与えていている。特に、園内には約 2,000 本の桜が植栽されており、春には県内でも有数の桜の名所として多くの花見客で賑わいを見せている。</p>			
	地区住民のまちづくり活動の概要	<p>添田町地区では、郷土史会や添田町観光ガイドボランティア等の本町の歴史・文化を継承する活動をはじめ、様々な団体が様々な活動によりまちづくりを展開している。英彦山区域では、英彦山神輿を担ぐ会や彦山踊り保存会などの地域の歴史・文化を継承する活動が展開されている。また、英彦山神宮参道を中心に、歴史的風致維持向上計画の認定を契機とした、地元住民や関係団体等による歴史まちづくりを推進する機運が高まっている。添田本町等区域では、中島家住宅が立地する日田道を中心として、歴史的風致維持向上計画の認定を契機とした、地元住民による歴史まちづくりを推進する機運が高まっている。</p>			

区域の整備に関する基本計画	整備の目標	本町は、添田町のシンボルである靈峰「英彦山」とそれにまつわる歴史的風致を維持向上させるため、英彦山（英彦山区域）とその麓の平野部（添田本町等区域）の2つの事業区域において、堅実かつ相互に連携した街なみ環境整備を先導することで、町全体の歴史と文化を基調としたまちづくりへと波及させる。これにより、地域活動の再活性や交流人口の増加を促し、歴史文化と賑わいが共存するまちづくりを目指す。英彦山区域では、歴史上価値の高い社殿や宿坊といった建造物が醸し出す参道独自の歴史文化を、一体的に整備することで歴史的風致の維持及び向上を図る。添田本町等区域では、歴史上価値の高い国指定重要文化財中島家住宅や町指定重要文化財中村家住宅といった文化財の公開活用による拠点形成を図り、それを活用したまちづくりを推進する。添田町地区全体にあっては、助成事業や地域活動の支援を行うことで、将来的に自立したまちづくり活動の実現を目指す。
	整備の時期	添田町歴史的風致維持向上計画の計画期間である、平成35年度までの10年間とする。
	協議会活動支援に関する基本方針	歴史まちづくりを推進する地域住民による活動団体を育成し、その後の自立運営を推進するため、地域住民等の活動に対する支援を実施する。
	通路等	歴史的風致を構成する建造物や自然等の資源、旧道としての歴史性を有する道路等が周遊路として一体感が創出されるよう、通路等を整備し、安全で快適な歩行者空間を確保する。
	小公園等	歴史的建造物が立地する道路や歴史性を有する道路沿道等で、歴史的に大切な場所や歴史的風致を感じ取れる場所において、小公園の整備を実施する。
	地区施設等の整備に関する基本方針	歴史的風致を形成する既存建造物を有効活用し、地域住民が地域活動や歴史まちづくりを行うための活動拠点、来訪者が歴史を感じられる情報発信拠点として、生活環境施設を整備する。歴史的風致を構成する歴史的建造物や自然等の資源は、火災によるき損・滅失の恐れがあることから、既設の対策を踏まえつつ、必要に応じて防災施設を設置することにより、防災性の向上を図る。添田町地区内で歴史的建造物等へと誘導を図るとともに、それらの周知のために設置されている案内板や誘導サインのうち、経年によりその機能を果たしていないものを除却するとともに、未設置の歴史的建造物等も含めて、説明板や案内板、誘導サイン等の公共サインを設置する。設置するサインについては、本町全体の一体感が感じられ、かつ本町特有の歴史的風致を訪れた人々がより一層感じられるよう、ガイドラインを策定しデザインの統一を図る。町道英彦山線である英彦山神宮参道について、水道パイプの中化、消火設備や街灯等の道路上工作物の修景整備を実施する。
	住宅等の整備に関する基本方針	歴史的風致を構成している歴史的建造物を対象に、その所有者等との協議を行いつつ、歴史的風致形成建造物に指定して、その修理事業等を実施する。歴史的風致を構成する建造物が複数建ち並ぶ道路や歴史性を有する道路の沿道等で、歴史的風致の維持向上を図るために、歴史的風致形成建造物以外の住宅等の修景整備を実施する。
	敷地	必要に応じて板塀や生垣により沿道景観に調和させる。

【位置図、区域図】



【整備方針図】



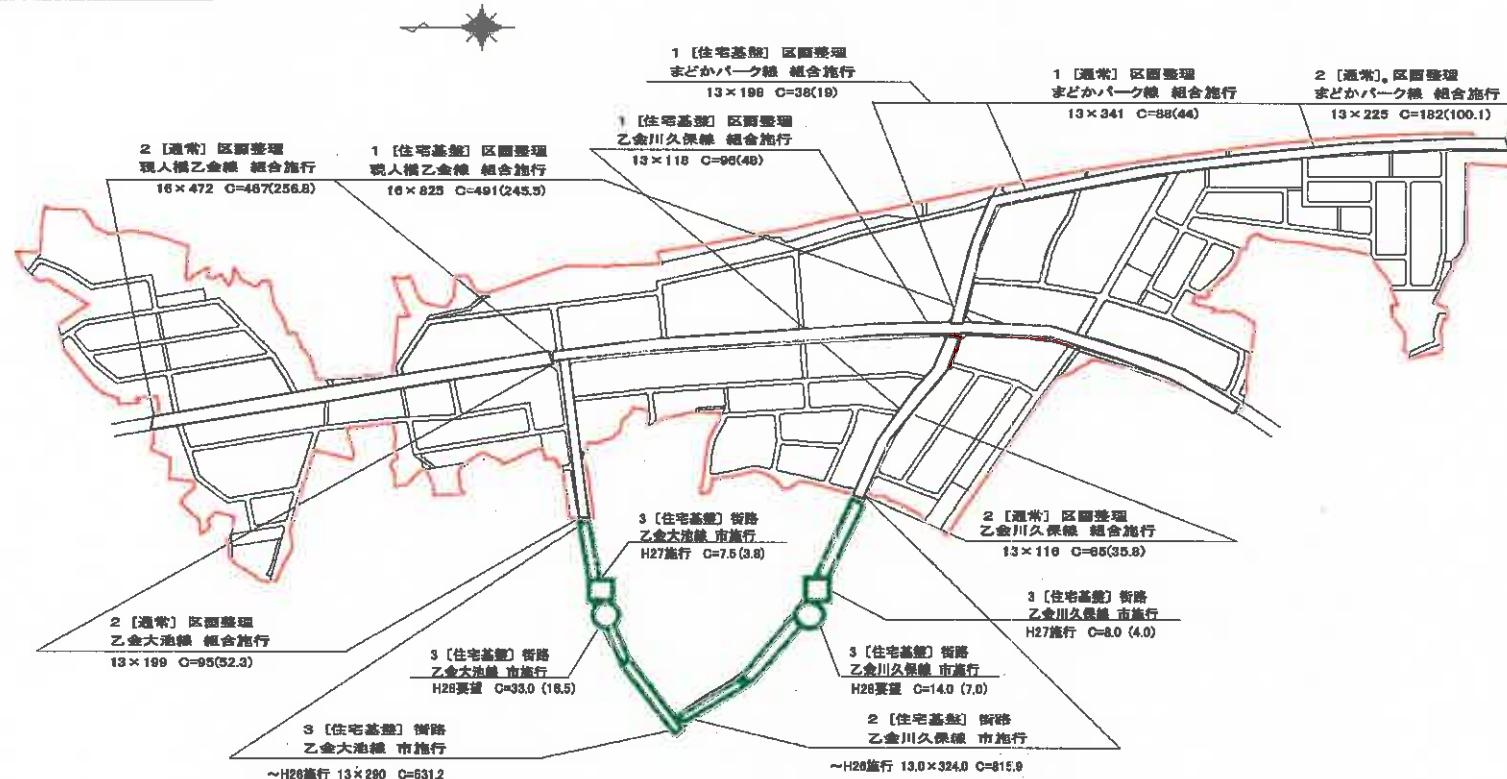
英彦山区域

住宅市街地基盤整備事業 施設一覧

住宅市街地基盤整備事業 施設概要図

計画の名称： 福岡県住宅・住環境整備計画(第2期)

団地名：	おとがなだいに ちく 乙金第二地区
事業主体名：	おおのじょうし 大野城市



	平成26年度以前	平成27年度	平成28年度
住宅基盤(基幹)	■■■■■■■■	□□□□□□□□	○○○○○○○○
住宅基盤(地住交)	■■■■■■■■	□□□□□□□□	○○○○○○○○
その他事業等	■■■■■■■■	□□□□□□□□	○○○○○○○○

0 50 100 200 300 400 500m

社会资本整備総合交付金チェックシート (住 宅)

計画の名称:福岡県住宅・住環境整備計画(第2期) 都道府県名:福岡県

計画作成主体名:

福岡県、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川町、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町

チェック欄

I. 目標の妥当性	
①関連する各種計画との整合性	
1)関連する各種計画(住生活基本計画等)との整合性が確保されている。	<input type="radio"/>
②地域の課題への対応	
1)地域の住宅ストックや住環境整備の状況等、現状分析が適切になされている。	<input type="radio"/>
2)地域の住宅政策上の課題を的確に踏まえた目標となっている。	<input type="radio"/>
3)緊急性の高い課題に取り組む内容となっている。 ア 老朽化した住宅ストックの更新 イ 安全面、衛生面等の居住環境の改善 ウ 子育て世帯、高齢者、障害者等の居住の安定の確保 エ 既存住宅ストックの有効活用 オ まちなか居住の推進 ヲ 地方定住の推進 キ その他(空き家の適正管理と利活用及び老朽建築物の除却等の推進)	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
4)数値目標や指標を用いるなど、客観的かつ具体的な目標となっている。	<input type="radio"/>
II. 計画の効果・効率性	
③目標と事業内容の整合性等	
1)計画の目標と定量的指標の整合が図られている。	<input type="radio"/>
2)事業内容は計画の目標を達成する上で適切なものとなっている。	<input type="radio"/>
3)定量的指標は市民にとって分かりやすいものとなっている。	<input type="radio"/>
④事業の効果	
1)十分な事業効果が得られることが確認されている。	<input type="radio"/>
2)事業効果は、数値、指標等を用いて客観的に示されている。	<input type="radio"/>
3)事業の実施に当たり、福祉施策等との連携が図られている。	<input type="radio"/>
III. 計画の実現可能性	
⑤事業の熟度	
1)計画の具体性など、事業の熟度が高い。	<input type="radio"/>
⑥計画実現に向けた連携等	
1)計画に記載された事業に関連する地方公共団体等の理解が得られている。	<input type="radio"/>
2)地域住宅協議会等、関係地方公共団体等の意見調整の場が設けられている。	<input type="radio"/>
3)交付期間中の計画管理(モニタリング)体制が適切である。	<input type="radio"/>
4)社会资本総合整備計画(地域住宅計画)を公表することとしている。	<input type="radio"/>